

令和元年12月10日12月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（24名）

1番 藤岡一弘	2番 伊藤芳則	3番 片岡幸治
4番 弓掛元	5番 藤井憲一郎	6番 黒木靖治
7番 横光春市	8番 新田真一	9番 山村恵美子
10番 穴戸稔	11番 保実治	12番 新家良和
13番 小田伸次	14番 岡田美津子	15番 鈴木深由希
16番 桑田典章	17番 澤井信秀	18番 池田徹
19番 大森俊和	20番 竹原孝剛	21番 齊木亨
22番 杉原利明	23番 亀井源吉	24番 助木達夫

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市長 福岡誠志	副市長 堂本昌二
副市長 柴田亮	危機管理監 川村道典
総務企画部長 中村好宏	財務部長 日野宗昭
地域振興部長 中原みどり	市民部長 上谷一巳
福祉保健部長 牧原英敏	子育て・女性支援部長 松長真由美
市民病院部 事務部長 池本敏範	産業環境部長 併農業委員会事務局長 中廣晋
建設部長 坂井泰司	水道局長 明賀浩富
教育長 松村智由	教育次長 長田瑞昭
君田支所長 小田邦子	布野支所長 中宗久之
作木支所長 矢野美由紀	吉舎支所長 甲斐和彦
三良坂支所長 古野英文	三和支所長 曲田憲司
甲奴支所長 秋山和宏	選挙管理委員会 事務局長 東山裕徳
監査事務局長 新田泉	

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 大鎗克文	次長 才田申士
議事係長 坂田保彦	政務調査係長 石田和也
政務調査主任 清水大志	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		一 般 質 問 竹 原 孝 剛 新 田 真 一 岡 田 美津子 黒 木 靖 治 伊 藤 芳 則 鈴 木 深由希 横 光 春 市 齊 木 亨 助 木 達 夫

令和元年12月三次市議会定例会議事日程（第3号）

（令和元年12月10日）

日程番号	議案番号	件名
第 1		一 般 質 問
		竹 原 孝 剛……………113
		新 田 真 一……………127
		岡 田 美津子……………139
		黒 木 靖 治……………156
		伊 藤 芳 則……………169
		鈴 木 深由希（延会）
		横 光 春 市（延会）
		齊 木 亨（延会）
		助 木 達 夫（延会）


~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（小田伸次君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただき、まことにありがとうございます。

本日は一般質問の2日目を行います。

ただいまの出席議員数は23人です。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、岡田議員及び宍戸議員を指名いたします。

この際、御報告いたします。保実議員から遅参する旨、届け出がありました。

次に、本日の一般質問に当たり、新田議員から資料を画面表示したい旨、事前に申し出がありましたので、これを許可しております。なお、資料の内容については配付していますので、よろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（小田伸次君） 日程第1、これより一般質問を行います。

順次質問を許します。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 竹原議員。

〔20番 竹原孝剛君 登壇〕

○20番（竹原孝剛君） おはようございます。一般質問をしたいと思いますが、まず、いつものように一言、意見を言わせてもらいたいと思います。きのう、国会が閉会になりましたが、今話題になっています桜を見る会の問題点が明らかになりました。私もこの12月2日に桜を見る会の追求する会へ参加をしてきましたが、なかなか官僚はいい答えはしないなと思いましたが、しかし、問題点とすれば1,766万円が5,700万円になっているということ、予算が3倍になっているということ。それから、出席者名簿は破棄をすと言って情報公開をしないものにしたと。それから、公職選挙法や政治資金規正法違反ではないかということも指摘をされているところではありますが、これは説明責任を果たさずに政治不信がなお大きくなったと、こういうことになれば国民はさらに政治離れをして投票率が下がって、本当に我々の政治をしっかりとやっていくということにはならないというふうに思うわけで、政治は、安倍首相も言っておられますけども、何事も真摯な態度で挑まなくてはならないというふうに思います。三次市においても、真面目にひたむきに取り組まれることに期待しながら一般質問をいたします。

では、最初に、給食調理場整備策定委員会に見られる情報公開についてを質問いたしますが、第1項目で、策定委員会が非公開になったのはなぜかということをお尋ねしたいと思います。会議が非公開になる理由に自由闊達な意見が述べられないということでありましたが、一体全体、傍聴者がおったら自由闊達な意見が委員会で述べられないのかどうなのかというその理由

が定かでないんですが、どういう議論を経てそういうことになったのかお尋ねしたいと思いません。

(教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 長田教育次長。

[教育次長 長田瑞昭君 登壇]

○教育次長(長田瑞昭君) 第2回の策定委員会で非公開とされた経緯ということでございます。

第1回の策定委員会終了後、会議の公開、傍聴の有無について報道機関や保護者、市議会議員からの問い合わせがあったところであります。そこで、第2回策定委員会の冒頭、委員長から会議は原則公開であるということを説明された上で、委員で協議をいただいたところがございます。委員からは、報道機関や傍聴者がおられると意見を言いづらいというところ、また、自由な意見交換をしっかりと積みたいという、そういうような意見が出された中、策定委員会とすれば会議の冒頭は報道機関のみの撮影を認め、意見交換の場は公開、傍聴については行わないということで委員会の総意として決定をされたというところがございます。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) 我々も9月議会で予算を承認して委員会を認めたわけでありますが、それはやっぱり公の機関でありますし、公にこの委員会が開催をされているというふうに思うわけですね。条例の中であるようなあれではありませんけれども、附属機関として諮問、または執行機関の諮問機関として設置するということがあったらと思うんですが、そのことというのはやっぱり公のものでありますから、きのうもありましたが、どういう経過があって、どういう議論があって、最終結論はこうなったんよということが市民にやっぱりよくわかるようにせにゃいけないんじゃないかなと。そういう情報はやっぱり市民参加も求めなくてははいけませんし、それからしっかりとした情報を公開していく。やはりどういう議論がありよるか。議事録はどうやら出されるという方向できのうの答弁もありましたので、議事録はきっと出るんだろうと思いますが、しかし、今後公開をやるには、やはりちゃんとした傍聴も認めるべきではないかというふうに思いますが、いかがですか。

(教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 長田教育次長。

[教育次長 長田瑞昭君 登壇]

○教育次長(長田瑞昭君) 本策定委員会は、私的諮問機関でありまして可能な限り公開することが望ましいというように考えております。会議の公開につきましては、議会全員協議会や今議会で出された御意見を策定委員会のほうにお伝えをして、会議の公開についての判断はしていただくかというように思っておるところでございます。なお、先ほど申されました会議録の公開につきましても、昨日の答弁と重なりますけれども、策定委員会の了解が得られれば公開をしたいというように考えております。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) 地方自治法で、地方公共団体の責任、執行機関等の責任で、附属機関が判断をするときに諮問して、そういう附属機関を設置することができるというふうに明記されています。それで、そのことの注意書きに、附属機関が御用機関化し、あるいは隠れみとしての利用という批判を受けることのないように慎重な運用が望まれるというふうに、地方自治法でもそういうふうに、執行機関が自分が今やっているように1カ所のセンター化だけを提案するように、提案しかしていませんが、そして、この策定委員会が附属機関の御用機関にならないということがなくてはならないと思うんです。ですから、やはり広範囲な議論が行われて、執行部だけの誘導みたいなことで策定委員会が行われないうことにならなくてはならないと思うんですが、そういうことでやはり委員会へ諮って、性質上も、それから今ある中身としてもちゃんとやるべきだというふうに思います。そこは今後の委員会での議論に任せたいと思いますが、強力にそこは指導していかなくてはならないというふうに思います。

それで、もう一つ、我々が認めた315万ですかね、補正予算を9月に認めましたが、あの中に委託費が220万ぐらいあったと思います。この委託費は何だったんですか、お尋ねをしたいと思います。

(教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 長田教育次長。

[教育次長 長田瑞昭君 登壇]

○教育次長(長田瑞昭君) 9月市議会で認めていただいた委託費というのは、策定委員会の中で必要な資料なりがあったとき、委託をしてその資料を作成できるようにということで、御配慮もいただいた中で予算化いただいたところでございます。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) 220万の委託費が、期待しとったんですよ。センター化のコンサルはできとるので、今策定委員会で議会から提案しとる4ブロックでの給食調理場をつくるという案をこの委託費でつくられるのかなと思とった。ところが、策定委員会では1つのセンター化のことしか提案がなかったということで、後からも言いますけども、4ブロックにしたらどうかという議会提案を委託して、案をこの策定委員会へ提示すべきだと思いますが、いかがですか。

(教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 長田教育次長。

[教育次長 長田瑞昭君 登壇]

○教育次長(長田瑞昭君) 今後は、4つの調理場ということでの案が出されたとするならば、そ

れについては策定委員会のほうへお伝えしたいと思っております。その中で、策定委員会としてその資料が必要であるということをご求められた場合は、策定委員会事務局として作成可能なものは対応させていただきたいというように思っております。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) 先ほども言いましたように、執行部の隠れみになるような利用じゃなくて、ちゃんと情報をたくさん策定委員の皆さんに提供していくということが必要だろうと。それで、この前、給食調理場懇談会を議会もやりましたが、その中で出ましたが、将来にわたっての予算、それは議会にも提示をされていません。1つだろうが4つだろうがね。それらが今後どうなるかということも、やはりしっかりと情報公開をしていくということでない市民の皆さんにも伝わりませんし、我々にも伝わらないので、将来にわたっての予算の内容も公開をしていただきたいというふうに思います。そこをちょっとあれば。

(教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 長田教育次長。

[教育次長 長田瑞昭君 登壇]

○教育次長(長田瑞昭君) 4つの調理場とか、1つの調理場の将来的な予算がどのぐらいかかるかというところがございますが、30年3月に出させていただいた再編基本計画案でも、建築をした場合というときの、これは設計費とか用地購入費とか造成費とか備品購入費とか厨房等の機器は含まれておりませんが、それについては大体他市の事例から出させていただいておるものもございます。ただ、建築場所とか、実際どういうものをどのように整備していくかという整備の内容、例えば、熱源のことですとか、詳細のことがわからないと、はっきりした金額というのは出すことが難しいということはあると思います。

そういった中ではありますけれども、この策定委員会のほうでも、例えば、1,000食をつくらせた施設規模だったらどうかとか、2,000食だったらどうかとか、4,000食だったらどうかというところで整備する施設数のほうもお示しをしておりますので、これらについてもお示しした中でさらに御意見をいただきたいと思っております。また、必要なことが策定委員会の委員のほうからあれば、それについて検討をさせてもらいたいと思っております。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) やっぱいろんな情報提供をして審議をしてもらおうということが必要だろうと思うので、その立場をしっかりと出していただきたい。ここにもありますが、1カ所、2カ所、4カ所とかいうのはありますが、あれじゃ全然わからん。もっと詳しいのを出さんと、策定委員の皆さんは判断ができない。やっぱり情報公開というのは、そういう意味できっちり細やかにしていかなければいけないのかなと思います。よろしくお願ひします。

それでは、続いて、三次市の情報公開の基本的立場ということで市長にお尋ねをしたいと思いますが、今回のちょうど給食調理場の問題で、新聞でしか聞かせてもらっていませんが、市長のお立場が曖昧だという批判を受けています。策定委員会にお任せするというような曖昧なことでしたが、市長とすれば、行政執行部が持っている情報をしっかりと出すべきだと。市長が議員のときに、2018年3月議会に、市民に対して情報公開が少ないというふうに指摘をされていますし、つまびらかな細かい点まではっきりして出すべきだというふうに一般質問されています。その立場は変わらないと思いますが、市長の立場とすれば予算を使ってこういうものをつくるんだということになれば、市民に対して情報公開がしっかりとされるべきだと思いますが、市長の立場をお聞かせ願いたいと思います。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) おはようございます。情報公開についてでありますけれども、やはり情報公開というのは大切なことであり、これから議会でも指摘していたように、情報公開をするというのは基本的なことであるというふうに認識しております。私としましては、やはり市民の声に寄り添って、市民のための市民によるまちづくりを行うため、わかりやすい情報発信であるとか、あるいは参加しやすい行政を常に意識しながら、施策の企画ですとか立案、遂行に当たりたいというふうに考えております。個人情報等に留意するということがありますけれども、積極的あるいは効果的な情報発信と速やかな情報公開を行っていきたいというふうに考えております。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) 市長の立場を明らかにしていただいたので、教育委員会もきっとその方向で臨まれるんだろうということを期待していますので、市長より反対の方向では教育委員会は行かれないと思いますので、しっかりと情報公開を、市民の知る権利と市民に市政参加をしてもらえれば信頼関係の構築というかが必要ですから、間違わないようにしっかりと情報公開をしながら整備計画を立てていただきたいというふうに思います。

それから、3番目の策定委員の意見の反映ですが、これは今も次長がお答えになっていますが、委員からそうしたさまざまな要望が出れば、それに対しては対応していくのかということと、もう一つは、きのうもありましたが、策定委員を公募したらどうかという提案がありましたが、それについてどういうふうに考えられとるのかお尋ねをしたいと思います。

(教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 長田教育次長。

[教育次長 長田瑞昭君 登壇]

○教育次長(長田瑞昭君) 先ほど答弁させていただいたことと重なりますけれども、策定委員会の

委員のほうから資料等も求めがあったということがあるとするならば、それは応じていきたいというように思っております。

それから、委員の公募についてということでございましたけども、きのうも答弁させていただいたところでございますが、この整備計画の策定委員会につきましては、関係者が限定されているというところから公募は行いませんでした。各関係団体から推薦いただいた方で構成をしておるということでございまして、委員の構成は、学識経験者1名、保護者4名、農業関係者3名、学校関係者2名、調理場関係者2名となっているところでございます。策定委員会の中で他の範囲の関係者など、意見を伺う必要があると判断されれば増やすということも考えておりますけども、公募ということは今現在考えておりません。例えば、小学校の保護者としての御意見であれば、PTA連合会の保護者代表を通してさまざまな意見を策定委員会へ伝えていくこともできますし、保護者から出ている委員の方も既に視察の状況とか、策定委員会の内容を役員会に報告されているというところも伺っております、意見のほうも伺えるような状況になっておるということでございます。

また、教育委員会へ直接質問や要望を提出される保護者有志の方もいらっしゃいます。それもお受けをしております、策定委員会のほうへお伝えをしているという、そういう状況でございます。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) 多くは言いませんけども、今、市長が言われたように、市民の市政への参加ということになれば教育委員会を選んだだけじゃだめなんです。やっぱり市民がこれに関心があるよと、誰だろうが。ここで意見を述べたいという人もちゃんと入れて、公募して、やはり市民参加を、みんなでよう考えてつくったのうという結論を導き出すためには、より多くの意見、より多くの市民の参加があつて、これは成就するもんだらうと思う。少々時間があつて来年で決めないけんというもんじゃないので、やはり市民の意見を十分聞いた後にこれを成就させていくと。1つになるのか、4つになるのか、自校方式なるのか、それは今からわかりませんが、そういうこともやはり見据えて公募を考えてもらいたいと思いますが、いかがですか。

(教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 長田教育次長。

[教育次長 長田瑞昭君 登壇]

○教育次長(長田瑞昭君) 現在の策定委員会の編成については、先ほど申し上げたとおりでございます。今現在は関係者の方でしっかり御意見をいただくようにしておりますし、議論も深めていただいておりますので、そういった中で関係の方で御意見をいただきたいという方向でおるところでございます。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長（小田伸次君） 竹原議員。

〔20番 竹原孝剛君 登壇〕

○20番（竹原孝剛君） 心配なのは、きのう教育長が安心・安全な給食やと言われましたが、おいしい給食は言うてなかったんですよ。市民の意見からは、やっぱりおいしい給食をとということも言われているわけで、行政主導だけじゃやっぱりなかなか行き届かんということもあると思うんです。ですから、より多くの市民の皆さんから意見をいただくという基本的な態度を市長が持つとるんだから、教育委員会が頑固に公募しませんとか言わずに、市民の意見を市長の言うてのとおりやるべきだと思いますので、その取組をしっかりとっていただきたい。また、委員会でそのことについては詰めていきたいというふうに思います。時間がないので次に行きたいと思いますが、しっかりとした議論の後に結論が出るように時間をかけてやっていただきたいというふうに思います。

それでは、2番目の子供の権利条例の制定についてお尋ねをしたいと思います。

全国でも子供の権利条例や子供に優しい条例とかまちづくりとかいうのがたくさんできていて、ちょっと古いんですが、2014年度の総務省の調査だと思いますが、全国で115も条例はできとるそうです。それで、三次も子どもの未来応援宣言を制定されて取り組んでおられますが、その具体化についてお伺いしたいと思います。先日、相生市へ行政視察をしましたら、出産祝い金、それから幼保小中の給食費の無料化、さまざまな子育てのために子育て応援券というのを2万円渡して、予防接種、今はやっているインフルエンザのときに使ったり、さまざまされているそうですが、子育て応援券。それから、完全給付型奨学金制度や預かり保育の無料化などなど具体的に取り組んでおられますが、三次市ではその具体化についてどういうふうに取り組んでおられるのか、お尋ねをしたいと思います。

（子育て・女性支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 松長子育て・女性支援部長。

〔子育て・女性支援部長 松長真由美君 登壇〕

○子育て・女性支援部長（松長真由美君） 三次市子どもの未来応援宣言は、子供の未来のために子供を取り巻く全ての大人が全力で応援していくという姿勢について平成29年12月に制定したものです。応援宣言を実現するために、三次市子どもの未来応援宣言取組基本方針を策定しておりまして、第2次総合計画においても応援宣言及び基本方針を位置づけるとともに必要な施策を盛り込んでおります。また、分野別計画として、三次市健康づくり推進計画、三次市障害者計画を位置づけるとともに、関連計画である三次市子ども・子育て支援事業計画、三次市男女共同参画基本計画、三次教育ビジョン等につきましては、次期計画策定の際に応援宣言に沿って必要な見直しを行うこととなっております。

また、この基本方針の推進に当たっては、全庁的な調整を進め実効性を高めるために、庁内の推進委員会において個別事業の進捗管理をすることにより、全庁的な推進と検証を行うようにしております。またあわせて、三次市子どもの未来応援宣言推進市民会議などで市民の意見を聞き、事業等の見直しが必要な場合は、この庁内の推進委員会で課題解決等の方向性を出す

など、基本方針に沿って取組を進めていくように考えております。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) 相生市へ教育民生常任委員会で行政視察をこの前して、11項目、相生市のをもらいました。さまざまな子育てのための取組がされていますので、三次市もこれらも参考にしながら、三次市のほうが子供医療についてはちょっと上かなと思います。さまざま取り組んでおられますので、子どもの未来応援宣言に沿って漏れのないように、SDGsじゃありませんが、一人の取りこぼしもないように取り組んでいただきたいというふうに思います。

それで、2番目の子供に対する権利の保障ということで、子供の受難の時代に今ありますから、本当に三次市が子育て日本一になるためには、子どもの権利条約の中にあるように、生きる権利、育つ権利、守られる権利という豊かで安心・安全な生活を送れるとか、教育の保障とか、保護者や地方自治体が相談体制をつくったり居場所をつくったり、こうした子供に対する権利の保障ということがうたわれていますが、これらについて、先ほどの答弁にもあったんだろうと思いますが、しっかりとこの取組をしていかななくてはならないというふうに思います。

それで、子供の社会参画ということで、これは奈良市の子ども条例でありましたが、子ども会議を設置されて、子供を公募して子供たちが行政に対する意見を述べる。世田谷かどっかもやっておられましたが、そういう会議を恒常的につくって子供から意見をもらおうと。給食問題もそうだと思うんですよ。当事者は誰かと言うときに子供のけになっていますから、本当を言えば子供たちの意見もしっかりと聞かないけんのだらうと思いますが、大人が勝手に決めずに、子供がどういう思いでおるのかということも社会参画、変な言い方をすれば、やっぱりちゃんと子供たちを大人扱いをして意見を聞くということも必要だろうというふうに思います。それらも含めて取組をしていただきたい。

それから、先ほどもあったように市議会意見委員会で条例づくりの準備をよそはやっておられますが、三次市はその条例づくりへ向けてどういうふうに考えられておるのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

(子育て・女性支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松長子育て・女性支援部長。

[子育て・女性支援部長 松長真由美君 登壇]

○子育て・女性支援部長(松長真由美君) まず、子供の権利を守っていくという点でございますけれども、まず三次市の子どもの未来応援宣言の今後の取組といたしまして、全ての子供たちが大切にされ、生まれ育った環境にかかわらずそれぞれの個性や能力を伸ばせる。将来の夢や目標の実現に必要な社会性や学力の習得と自立した大人としての活躍を応援する地域の実現に向け取り組んでいくこととしております。この宣言の3つの柱である、子供たちの可能性を伸ばします、子供たちの希望を支えます、子供たちのチャレンジを応援しますを成長段階に応じて取組を進めることが子供の権利を守っていくことにつながるものと考えております。

この子供の権利の一つであります参加する権利というところでございますけれども、子供が意見を自由に主張できる場というのは、三次市子どもの未来応援宣言の中におきましては、子供たちの可能性を伸ばします、子供たちのチャレンジを応援しますという2つの柱に当たり、みずから考え行動する力につながっていくものと考えております。

本市におきましては、子供みずからの視点から意見を発表できる場としましては、一般社団法人三次青年会議所主催の三次こども市議会が開催されているほか、昨年度は市内の中学校において、総合的な学習で調べた地域の魅力や活性化案を市に提案されたという事例もございました。今後はこのような事例を具体策の一つとして参考にし、子供のチャレンジする行動を応援する場として、学校、団体等の取組と連携する中で検討していきたいと考えております。

なお、条例化というところでございますけれども、子どもの未来応援宣言の実現に向けて、この推進体制というのは基本方針の中で推進の体制であるとか、実現に向けての方策についても定めておりますので、市といたしましては取組基本方針に沿ってこういった取組を進めていくということを考えておきまして、条例化については現在のところ考えておりません。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) 子供に関する条例制定ですが、やはり法律ですから宣言じゃやっぱりだめなんですよ。やりますよという確かにそれは、子供に優しい、子育てに優しいまちづくり条例とかありますが、そういう条例があつて応援宣言をすればいいと思うんです。やっぱりちゃんとした法律があつて、法体系のもとに子供たちが伸び伸びと生活できるということをやらなくてはならないんじゃないかというふうに、よその事例を見てもそうだと思います。それで、残念ながら今、日本の国は貧困率と不登校は増加しているわけですから、より一層の取組をするためには法的な裏づけを持ってやるということではいけませんし、こども市議会はもちろんです。子ども会議は年がら年中、月に1回程度集まって子供の意見を聞いたり、子供が市長に要望書、請願書を出したりしよるんですね。それで成就したこともある。公園をどうにかせえと言うので、そしたら区長がオーケーしてそれをするというようなことも、子ども会議の成果として、子ども会議を市内から小・中・高を選んでやっているということもありますので、ぜひとも条例づくりに前向きに取り組んでいただくように要望をしておきたいと思っております。

それでは、平和推進条例の制定に向けてを質問したいと思いますが、これも全国で平和行政が進んでいる中で、残念ながら日本は右傾化をしたり、死の商人を呼んで武器を売ったり買ったりしよるようなことを、残念ながら中央ではやられているようですが、広島でそうした平和行政を進めていかななくてはならないというふうに思っています。広島市もこの3月にアンケートをとって、どうやら制定をされるということですし、県内自治体にも平和推進条例を制定して、子供たちや市民の皆さんに平和の大切さを訴えているところであります。三次市もおくれずに体制を整えて調査研究をしていただきたいと思います。

特に先日、11月23日から26日にローマ教皇のフランシスコさんが来日されて被爆地を訪れて、核兵器を死の道具と表現して、脅威を繰り返し訴え、核兵器廃絶の取組をされています。特に、2017年の核兵器禁止条約もいち早くバチカンが批准して、核兵器は見せかけの安全保障を生み出すだけだと厳しく批判をしています。24日に広島で同様のメッセージを寄せられています。市長も議長も広島に行かれて平和を大切だなというふうに思われたと思いますが、どういうふうに感じられたのか、市長にお尋ねをしたいと思います。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 11月24日にローマ教皇フランシスコ氏が広島平和公園を訪れられまして、核兵器廃絶の決意を力強く宣言をされたところであります。私も今、竹原議員がおっしゃったように、三次市民を代表してという意味を込めて出席させていただきましたけれども、ローマ教皇とともに黙祷をささげ核兵器廃絶を誓ったところでもございます。これまで先人たちが想像を絶する苦勞の中で、二度と復興することができないと言われていたこの広島の地を見事に復興させ、我々は今そういった皆さんの絶え間ない努力があるからこそ、平穏な日々を送らせていただいているというふうな思いであります。これまで必死になって家族を守ったり、あるいは地域を守ったり、受け継いでこられたさまざまな思いを引き継いでいくという決意をしたと同時に、改めて恒久平和へつないでいく決意を抱いた貴重な体験をさせていただきました。引き続き、本市においても平和を未来へつないでいくという取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) ぜひともその決意のもとに、平和推進条例を制定していただきたいと思いますが、ただ、今県内も各自治体も調査研究を始めたところだそうです。広島市が一番早く県内では市民アンケートもとられて進められているということで、議会のほうも委員会を設置して、平和推進条例を制定するという事になっているようである。三次市においても先ほど言いましたように、体制を整えてこの平和行政を積極的に進めていただきたいというふうに思うわけですが、その方向についてはいかがでしょうか。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 中原地域振興部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 市では、世界の恒久平和と核兵器廃絶のために、平成17年に三次市平和非核都市宣言を行っており、平和を守り引き継いでいくために次代を担う子供たちへ平和の尊さを提唱し、平和への機運を醸成していくことは大変重要であると認識をしております。そこで、戦争の悲惨さと平和の尊さについて次世代に継承し恒久平和の実現をめざすため

に、市民一人一人いま一度考え参加することを基調に、平和の集いを始めとした平和祈念事業に取り組んでいるところです。

平和推進の条例制定については、広島市において本年7月に、市議会で政策立案検討会議を設置され調査研究を始められたところであり、広島市を始めとする他市の状況を調査していきたいと考えているところです。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) ぜひとも早いスピードで平和推進条例を、広島市にはちょっと間に合わないかもしれませんが、県内で2番目にはこうした平和推進条例、庄原市も大分進んだようですが、1番がいか2番がいかという問題じゃなくて、やはりそうした体制がこの地域でできたよということが意味があるわけで、それで日常的な教育や平和行政が進められるように、ぜひとも早期実現を要望しときたいと思います。

それでは、4番目の機構改革についてお尋ねをしたいと思います。今回の条例案提案が、機構改革が出ておりますけれども、その中で何点かわかりにくいところがあるので、市民にやっぱりわかりやすく機構改革というのはしていかななくてはならないというふうに思うわけですが、まず1つは、財務部が総務部に一緒になって財政課になっていますが、総務省通達でもありませんし、地方自治法の150条に、財務に関する事務ということが明記をされて、財務に関する事務と、それから総体的な事務も必要だというふうに地方自治法には明記をされておりますが、なぜこの総務部に財務に関する事務が一緒になったのかということが、まず1点お尋ねをしたいと思います。

それから、女性支援課の問題ですが、女性支援課がなくなってちょっと変わってまいりましたが、女性の活躍支援法ができてその取組がやられたわけですが、女性活躍支援がどこまでできたのかなというのがちょっと心配なんですよね。縮小することが果たしていいのかなのかわかりません。そこが12項目にわたって女性支援の取組がされるように、総務省からも通達が来ておりますが、その12項目の中でどれが一体全体縮小してもいいようなことになったのか。採用者に占める女性の割合とか、労働者に占める女性の労働者の割合とか、育児休業率とか、月平均残業率とか、年次休暇取得率とか、さまざま12項目にわたって女性活躍を支援するための項目は上がっておりますが、これはどれ一つ達成はしていないと思うんですよね、まだ。この女性活躍支援法ができたのはまだ2年前ですかね。ですから、そこができていないのに、この機構改革で女性支援課を縮小していくというのはいかなるものかというふうに思います。

それから、これは財政課と合わせてなんでしょうけど、ファシリティーマネジメントという係がありますが、住宅の関係はまた別だということで、ファシリティーマネジメントとそうした市の持っているものがどういうふうに関連してこの2つの係がありますが、やられようとするのか。また、本当に783ですかね、公共施設を今後どうしていこうかということも含めて、ここのファシリティーマネジメント係でやられるのかもしれませんが、一体どういう体制でこ

れらができるのかなということが不安ですので、ファシリティというのには御存じのように、施設、内部環境、外部環境、人配も含めてファシリティマネジメントが行うということになっていますが、三次市とすればこのうちのどこをどういうふうに取り組んでいこうとされているのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

(総務企画部長 中村好宏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 中村総務企画部長。

[総務企画部長 中村好宏君 登壇]

○総務企画部長(中村好宏君) このたびの組織機構の見直しに関してでございますけれども、まず総務部につきましてでございますが、現在の総務企画部と財務部の分掌を見直すこととし、総務部と経営企画部を設置することとさせていただきます。この総務部でございますけれども、人事、給与、予算及び、先ほど議員からもご紹介がありましたが、財務部が所掌しております財産管理等を分掌いたしまして、これを統合した理由といたしましては、内部管理を一体的かつ効率的に行うことができる体制を整えるために総務部を設置することとしたものでございます。

次に、女性活躍支援の取組についてでございますけれども、国におきましては、平成27年9月に女性活躍推進法が公布され、それに先立ちまして本市では、平成27年4月に女性活躍支援課を設置し、今日まで女性の活躍推進のために不可欠な女性が子育てをしながら安心して働ける環境の充実を進め、病児保育の新設、3歳未満児保育・延長保育の拡充、子供医療の拡大、子育てサポート事業の拡充など対外的にも評価をいただくなど、一定の子育て環境を整えてきたものと考えております。

一方で、この間も女性人口と出生数は減り続けており、昨年度実施をいたしました地域人材育成派遣事業に伴う地域分析調査におきましても、女性人口増加を維持するための定住対策がより重要となっているとの報告がございました。これを受けまして、このたびの組織の見直しの中で、定住対策と女性活躍支援を同じ部署で一体的に実施することにより、両施策ともより実効性のあるものになることを期待しているところでございます。なお、女性活躍支援課で実施していた事務分掌につきましては、この組織機構の変更によりなくなるものではございません。引き続き総合計画にも掲げておりますように、女性の多様な選択、チャレンジを支援し、女性の活躍を促進するとともに、女性を始めとする誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていきたいというふうに考えてございます。

次に、ファシリティマネジメント推進係でございますけれども、ファシリティマネジメントは、先ほど議員も少しご紹介いただきましたけれども、定義として公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会におきましては、企業団体等が保有または使用する全施設資産及び、それらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画・管理・活用する経営活動と定義されており、これは単なる管理ではなく経営的視点に立ち、個々の施設等の整理、活用に当たりまして、現在及び将来のニーズも見据えて全体の最適化を図ることとして捉えております。このファシリティマネジメントの考えにつきましては、1980年代から日本でも導入をされ始め、近年、地方自治体でも広く取り入れられている考えでございます。市政推進のために

おける7つの重点項目の一つである計画性のあるまちづくりを進めていくに当たり、経営的な視点を持って市有財産等を最大限活用をしていこうという意味を込めまして、係の名前をファシリティーマネジメント推進係としているところでございます。

具体的にこのファシリティーマネジメント推進係が所掌を予定しております事務でございますけれども、公共施設の整理・統合・廃止・活用などマネジメントに関する事、指定管理者制度に関する事などを主に行う係と予定をしております。

また、住宅管財係につきましては、市有財産のうち市営住宅等、それから庁舎管理・備品管理・公用車管理などを行う予定としてございます。なかなかファシリティーマネジメント、なじみがない言葉でもあろうかと思いますが、市民の皆様はこの設置目的も含めて理解をしていただけるよう周知に努めるとともに、今後成果を出していきたいというふうに考えてございます。

○議長（小田伸次君） 竹原議員にお伝えいたします。質問の持ち時間が少なくなってまいっておりますので、質問のほうの配慮をよろしくお願いいたします。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求め）

○議長（小田伸次君） 竹原議員。

〔20番 竹原孝剛君 登壇〕

○20番（竹原孝剛君） もう時間がなくなったので多くは言われなくなりましたが、やはり財務で言えば総務省が言っているように、市長やそうした都道府県知事がせにゃいけんこととすれば、事務のうち、1として財務に関する事務、その他総務省令で定める事務というふうに明記してあるんですね。わざわざ財務に関する事務を書き上げたのは、今、中村部長が言ったようにたくさんあるんですよ。そこをあえて総務部へ吸収しなくても、財務部だけがやっぱり単独でそうした三次市全体の予算の執行やさまざまな契約などもやるということになれば、財務に関する市町村長がしなくてはならないということを掲げてあるわけですから、私はすべきだろうというふうに思います。

それから、ファシリティーマネジメントみたいなわからん言葉は使わずに、市民が一々理解してもらわんでもわかるような言葉で理解をしてもらうように、ぜひとも取り組んでもらいたいと思いますし、女性活躍支援課が薄まらないように、平和行政やさまざまなこともあろうと思います。それらのこともしっかり取り組めるような体制をこの機構改革でやられるべきだというふうに思いますので、またよく考えていただければというふうに思います。

時間がないので最後ですが、議会報告・懇談会をこの11月にやりましたが、私が行った会場で3点ありましたので簡単に言っときますが、定住の推進ということで、君田で言われたときに、定住促進住宅をぜひとも建てほしいと、土地はあるよということで言われたので、ぜひとも検討いただきたいと。それから、教職員の働き方改革で、教職員が苦勞しよるよと。だから、しっかりとやんなさいということ。それから、施設存廃の考え方はやっぱり市民のものだから、市民にしっかりと相談してやってほしいということをやられましたので、この3点、ぜひともしっかりと聞いていただいて、実現をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

(地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 中原地域振興部長。

[地域振興部長 中原みどり君 登壇]

○地域振興部長(中原みどり君) 君田町の定住の関係ですが、現在本市での移住・定住施策としましては、空き家情報バンク制度やUターン者の住宅・店舗改修、移住者の住宅購入などに対して費用の一部を支援するとともに、三次へ帰ろうコールとしてさまざまな情報発信ツールを使い、Uターンを中心に市内外に呼びかけをしております。さらに今年度、さまざまな分野の地域振興の実践者の皆さんと一緒に、ずっと住み続けたいまち本部を設置し、昨年度実施した地域人材育成派遣事業に伴う地域分析調査をもとに、各種交流会などで意見も頂戴しながら、新たに定住戦略を打ち出すべく検討を進めています。新たな住宅団地の造成整備の御提案については、新たに整備するのではなく、今ある市有分譲地を含めた公有財産を有効的に活用することで定住促進を図っていきたくと考えています。あわせて、これまで進めてきた子育て支援や教育、医療の充実を始めとするさまざまな取組を組み合わせることで効果を高めていきたくと考えています。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 2点目で働き方改革について御意見をいただきました。三次市教育委員会のほうも、学校における働き方改革を推進するため、今年7月に三次市立小・中学校の教師の勤務時間の上限に関する方針というものを策定させていただいておりまして、部活動の休養日や一斉退校日の設定であったり、業務改善の推進など具体的な取組を通して、教職員の時間外勤務を縮減する取組を進めているところでございます。今後は、教職員が本来担うべき業務にしっかりと専念ができる環境の整備として、留守番電話の導入など保護者や地域の方の御協力もいただきながら、学校における働き方改革をさらに進めてまいりたいと考えているところでございます。

(財務部長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 日野財務部長。

[財務部長 日野宗昭君 登壇]

○財務部長(日野宗昭君) 3点目の公共施設の管理計画についての御質問でございます。まず、公共施設につきましては大前提として、公共施設については三次市の大切な財産であるわけでございます。したがって、現状に合わない施設の保有につきましては市民の負担になるというところになるかと思っております。厳しい財政状況への対応が求められている中、次世代の財政負担軽減していく必要があろうと思っております。そういった前提の中で、本市の公共施設等総合管理計画、市内の783ある施設を3分の1減らしていくという目標でございます。

具体的には、質・量・コストの観点から見直すということを基本原則といたしておるところでございます。この3つの基本原則をもとに、公共施設を総合的に管理運営していこうとする

ものでありますが、これらの取組に当たりましては、単に利用者が少ないといった理由だけでの施設の廃止ということではなく、必要な市民サービスを見きわめまして、市域全体の施設バランス、あるいは地域特性といったことなどを十分に考慮しながら、市民の皆様方の理解と協力を得ながら進めてまいりたいと考えておるところでございます。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) いずれも市民の意見をしっかりと聞いて取り組んでいただきたいと思えます。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長(小田伸次君) 順次質問を許します。

(8番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 新田議員。

[8番 新田真一君 登壇]

○8番(新田真一君) おはようございます。市民クラブ、新田真一でございます。議長のお許しをいただき、通告に従いまして一般質問を行います。

まず1点目、三次市の救急医療体制について質問いたします。救急医療体制の現状がどうなのか。救急医療にかかわる受入れ件数なり、あるいはそこらの現状がどうあるか、まずお聞きいたします。お願いします。

(市民病院部事務部長 池本敏範君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 池本市民病院部事務部長。

[市民病院部事務部長 池本敏範君 登壇]

○市民病院部事務部長(池本敏範君) まず、三次市の救急医療体制の現状についてというご質問であります。まず、三次中央病院の救急医療体制についてご答弁をさせていただきたいと思えます。

三次中央病院は、2次救急医療機関といたしまして24時間の体制をとっておるところでございます。救急の受入れ体制であります、人的な体制でありますけれども、休日、夜間につきましては、医師につきましては内科系が1名、外科系が1名、小児救急1名の計3名の医師の体制であります。また、必要に応じて呼出し体制をとっておるところでございます。そのほかには看護師が4名、そのうち1名は小児救急でございます。さらに、薬剤師1名、臨床検査技師1名、放射線技師1名の体制で、休日・夜間の体制をとっておるところでございます。

次に、平日の日勤帯でありますけれども、日勤帯につきましては、医師は内科系が1名、外科系が1名であります。看護師については2名体制であります。また、平日の日勤帯は外来を行っておりますので、必要に応じて呼出し対応ということになっております。

次に、今年度の救急患者の受入れ件数でありますけれども、今年度の4月から10月までの7か月間の救急患者につきましては、合計で7,104人でありまして、月平均にいたしますと約1,015

人でございます。救急患者7,104人のうち入院患者は1,476人で、入院の割合といたしましては20.8%であります。また、救急患者を地域別に見ますと、三次市内の患者のほうは4,779人、率にいたしまして67.3%、三次市以外の県内の救急患者につきましては1,904人で、率にして26.8%、県外の患者は421人で、率にいたしまして5.9%となっておりますのでございます。

(福祉保健部長 牧原英敏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 牧原福祉保健部長。

[福祉保健部長 牧原英敏君 登壇]

○福祉保健部長(牧原英敏君) 私のほうからは、休日・夜間急患センター、初期救急の軽症の受入れ体制についてご説明をいたします。三次市では、休日夜間急患センターを三次地区医師会に委託いたしまして、休日、日曜日です、日曜日、祝祭日、また年末年始、ゴールデンウィーク等の長期休暇、あとお盆休み等、診療所が閉鎖されている休日に実施を行っております。また、夜間につきましては、準夜間ということで6時から夜10時まで実施をしております。準夜間につきましては内科のみで、内科医が常駐をしております。また、休日のお昼は、外科医1名、内科医1名の方で常駐をして実施しております。このお医者さんにつきましては、三次地区医師会の医師の方が当番で実施をいただいているものでございます。

受入れ人数でございますけども、4月から10月末までの人数が1,475名で、月平均では約211名となっております。地域別でございますが、三次市内の方が1,289名で約9割となっております。市外の方で、ちょっと県内県外の区別の統計をとっておりませんもので、そこはご了承ください。また、受診者のうち、市立三次中央病院やそのまま医療センターのほうへの転送、入院に至った方につきましては、全体の59件で、率にして約4%となっております。

(8番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 新田議員。

[8番 新田真一君 登壇]

○8番(新田真一君) すごい数だというのを率直な感想で思います。月平均1,000人の救急医療体制を、中央病院の場合、医師3人と看護師4人でこなされているという、ちょっと想像できません。この課題に取り組みますときに、実は中央病院に近所の老人を連れて行こうと思ったんですけど、どうやっていいかわからずあたふたして、結局行ったけど庄原日赤へ回ったという課題提起を受けて、この問題を取り上げようと思いました。医療体制の現状がどうなっているのかと今聞かせてもらったんですが、実は通告もし聞き取りをいただいた後に、この市立三次中央病院業績集というのをいただいて、こういうのが出るとはつゆ知らず、これを見ましてまた今の実態も含めて何点か課題に思ったことを述べまして、これがそのとおりなのか、いや、どうなのかという分についてご答弁いただければと思うんです。

まず、こちらにある数字からなんですけども、昨年1年間の総救急患者数が1万1,000人。月平均すると約950件ぐらいになる。今年はそれよりもさらに多いという現状ですね。さらに、小児救急のほうは年間3,500件。これには医療センターの数がないのでそこらはわからないんですけども、この中で課題に思うのは大きく2つ。1つは、軽症、中症、重症というふうに通

者の分類をされております。この軽症と言われる患者が全体の約75%。中央病院のほうの報告では、先ほど入院患者の数で申されましたけど、約20%が入院されると。これが1点。もう一つ、救急車によって搬入される数が、去年の数を見ると約22%。約80%の方が自家用車かタクシーか、そういったので来られていると。そして、時間外の救急受入れですね、先ほど日勤体制と夜間休日体制というのを言われましたけれども、多分、休日も含むんだと思うんですけども、これが1日の平均件数の約90%というふうに課題を感じましたけども、この点についてどうお考えかというのをお聞きしたいのと、もう一個ありました。この中央病院の数なんですけども、これ、救急患者総数年間約1万1,000人の中に小児救急も含まれるのかどうかというのを具体的にはちょっとお答え願いたいのと、今私が課題というふうに申した部分がどのように捉えておられるかということについてお聞かせください。

(市民病院部事務部長 池本敏範君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 池本市民病院部事務部長。

[市民病院部事務部長 池本敏範君 登壇]

○市民病院部事務部長(池本敏範君) 何点か質問をいただきましたけれども、まず、昨年度の数字で1万1,000余り救急患者数が出ておりますけれども、これは小児救急の患者も含んだ数字となっております。また、軽症、中症、重症という割合でありますけれども、これも先ほど言われたように軽症患者という数字につきましては、割合としましては74.5%、75%ぐらいの患者となっております。三次中央病院といたしましては、2次救急医療機関でありますので、救急な治療でありますとか、入院が必要な重症患者を対象として救急医療に取り組んでおるところであります。先ほどありました軽症、中等症、重症でありますけれども、これは救急現場においてトリアージした結果としてそういう数字、統計として出させていただいております。軽症につきましては、帰宅可能な患者さんというふうな捉まえをしていただければと思います。ただ、結果としてそういう数字は出ておりますけれども、受診される患者さんにとりましては、実際のところ軽症でありますとか、重症でありますとか、そういう判断がなかなか受診される方にとっては難しいところもありますので、やはり救急受診に当たっては、まず電話等でご連絡をいただいて、その際は看護師等が対応いたしますので、症状でありますとかそういったところをご相談いただいて、適正な受診をしていただければと思っております。

(8番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 新田議員。

[8番 新田真一君 登壇]

○8番(新田真一君) おっしゃるとおり患者にとっては、軽症、中症、重症という判断はなかなか難しいですね。心配なら、やっぱり行かにかいけんと思う。ただ、今の救急医療体制や現場の冒頭申されたすさまじい現実だと私は捉えますけども、それは何とか改善していく余地はあるのではないかという思いがしています。モニターをお願いします。

今映していただきましたのはポスター、チラシでございます。広島市内の病院等へ貼られて

います。広島市広域医療都市圏が作成された、タイトルが、「急な病気やけがで救急車を呼ぶ？ 病院へ行く？ 迷ったら」とタイトルを銘打って、#7119、救急相談センターへ電話と記されています。これは消防庁が全国的に進めている取組の一つで、救急車の出動件数が近年増加傾向にあり今後もさらに増えていくだろうと予想される中、緊急性の高い症状の皆さんにできるだけ早く対応し、適切なタイミングという言葉になっていますけれども、医療機関に受診できるように支援するということが目的とされています。

広島市は広域都市圏と言って、広島市を始め広島市周辺の15市町でこれを構成されている。隣の安芸高田も入っておられて、安芸太田町と。東広島や大竹、そういったエリアになって。常駐で4人ないし5人体制で民間に委託されてこの業務を行っている。消防庁ではこれによって一定の成果があったというふうに総括されていますけれども、今冒頭、池本部長のほうもお答えになりましたけど、病院へ電話していろいろ相談も受けるというふうなご回答でありましたけども、こういった直接病院がどうこうではなくて、迷ったらここにとりあえず電話してみよう、あるいは近所のおじいちゃん、おばあちゃんがこうなったけど、ここへ相談してどうだろうかと。家の前でちょっと子供がけがしたようだが、これ、どう判断したらええかって言ったときに、こういったワンクッションを置くことで、先ほどの救急車の搬入件数、いや、8割が自力で来られているということは、自分で判断されたということだろうと。そこへの適切なアドバイス等を行うことによって、判断材料を得ることによって、75%の軽症の皆さんも、自分にとっては重症で大変だという市民の安心を守ることももちろん大事なんですけども、そういった部分が少しでも改善に向かわないかというのを考えました。こういったのを広域都市圏、まず率直な質問、これ、三次入れんですかというのが1。あるいは、独自につくっていくとか、備北エリアというか東部エリアというかわかりませんが、そういうふうな働きかけを広く呼びかけることによって共同でつくっていくという筋道はないのか。備北メディカルネットワークというようなのが、こちら課題にしてもらえないかなって。いや、もっと県に働きかけて、県全体をこの1つのエリアにする。全国ではそういう都道府県もごぞいます。そういった取組というのはいかがでしようかというのを考えたんですけども、どうでしょう。

(福祉保健部長 牧原英敏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 牧原福祉保健部長。

[福祉保健部長 牧原英敏君 登壇]

○福祉保健部長(牧原英敏君) 先ほどご紹介いただきました広島広域都市圏で実施されております救急相談センター、これは今年の1月から開設をされておるということで、非常に効果があるというふうにもお聞きをさせていただきました。現在、三次市におきましては、この広域都市圏には加入をしておきませんので、ここへの可否についてはちょっと私のほうからは答弁できないところがございますけども、もしこの制度を一緒に使わせていただければ、それは要望というか、お聞きをしてみたいというふうに思います。これも広島市のみならず他の加入市町のこともございますので、調整は図りたいというふうに思っております。

この件につきまして、先ほどから御提案いただいています医療スタッフ等の負担軽減であっ

たり、患者の皆さんの不安、そういったもののことがございますが、三次市といたしましては現在のところ、三次市が中央病院のほうで24時間救急体制を整えていることから、多くはそちらのほうで対応ができているものというふうに考えます。地域の特性を考えながら、活用効果、費用面等を踏まえて、中央病院、地区医師会の皆さん、また備北地区消防組合の皆さんと協議をしていく必要があろうかというふうに思います。今残されとるのが三次市と庄原市だと思います。福山圏域でも別な取組をされているというふうなこともお聞きしておりますので、先ほど最後に御提案されました県全体で何とかならんのかなというような御意見もいただきました。そういったところも県のほうにご相談をさせていただきたいと思います。

(8番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 新田議員。

[8番 新田真一君 登壇]

○8番(新田真一君) より重症な患者の皆さんにいち早く対応できる、市民の命を守ること、そして山間の中にある高齢者の率も上がる中で、そういった皆さんがより迅速に対応できる、あるいは相談できるというその目的のために、ぜひともご尽力いただきたい。忘れてはならないのが、そのことが救急件数が幾らか判断によって控えて数が減ることによって、医師不足、看護師不足と言われる部分についての負担軽減にもつながると。それはよりよい医療サービスを提供することにもつながるといふふうにも考えますので、ぜひともよろしく願いいたします。

2点目の質問に参ります。2点目は、地震対応、原発事故対応についてお聞きします。

この10月に熊本地震、益城町のほうへ行政視察に参りました。そのときに印象に残っておりますのが、まず庁舎がプレハブなんですね、まだ。議会もプレハブ。市内の98%の建物が何らかの被害をこうむった中で、災害対策本部も屋外で設置という状況を聞かせていただきました。そのときに何が一番必要ですかと言われたら、電話もファクスもパソコンも要るけど、一番は人だって言われた。これは印象に残りました。そして、もう一つ印象に残ったのが、このたび地震対応についての災害マニュアルをつくったと。これで風水害にも十分対応できるという返答が印象に残っております。

そこで、地震についての三次市としての災害対応、そしてあわせて、原発事故対応について、三次市は雲南市と協定を結んで避難の受入れを結んでおられると思いますけども、これは非常に協力体制を組むというのは大事だと思いますけども、これを今三次市のホームページを開けばその計画が見れるようになっていると。これの狙い、取組はどうかというのをおあわせてご答弁をお願いいたします。

(危機管理監 川村道典君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 川村危機管理監。

[危機管理監 川村道典君 登壇]

○危機管理監(川村道典君) まず、地震災害対策につきまして御答弁をいたします。本市では、三次市地域防災計画震災対策編におきまして、地震発生時の体制を定めております。配備の基準は震度4で注意体制、震度4でかつ災害が発生したとき、及び震度5弱または震度5強の地

震が発生したときは警戒体制をとることとしております。また、震度6以上の地震が発生したときは非常体制といたしまして、自動的に災害対策本部を設置することとしております。なお、職員の動員につきましては、ほかの災害と同様としておりますけれども、水防の業務が地震の場合に発生しない場合は、水防業務を分担する職員も地震災害対策の諸対応に当たることとしております。

それから、原子力災害対策につきまして、先ほど御質問の中で雲南市と三次市が協定を結んでいるという御指摘がございましたが、正確には、島根県と広島県が協定を結んでございます。雲南市と三次市については協定は結んでございません。ホームページを見ていただきますと、島根県と広島県の協定がアップされる状況でございます。

このホームページでございますけれども、島根県雲南市につきましては、原子力災害時における住民の広域避難を円滑に実施することを目的としまして、平成25年に原子力災害に備えた雲南市広域避難計画を策定しておられます。その中で、雲南市加茂町の住民約6,000人が、原子力災害時には本市を避難先として避難することが記されております。その後、平成26年5月に先ほどの広島県、島根県との協定が締結され、広島県として島根県からの住民の避難を正式に受け入れるというふうに申し合わせられたところでございます。さらに平成30年3月に、島根県が広域避難の受け入れに関するガイドライン、これは県外避難でございますけれども、これを策定されましたので、これを機に三次市のホームページに、議員御指摘のリンクを設定いたしましたので、市民の皆さんに周知を図っているところでございます。

(8番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 新田議員。

[8番 新田真一君 登壇]

○8番(新田真一君) 県同士の協定なわけですね。勉強不足でした。

原発事故が起きて、多くの皆さんを三次市として避難を受け入れるということはとても大事なことだろうと思います。福島原発事故を思い返したときに、避難を受け入れるということについて、残念ながらさまざまな課題が生じた。いっぱいあったと思うんですけども、やっぱり一番は子供たちの中にうつるとかって言われて、いじめの材料になったという悲しい出来事もございましたし、あるいは、ホテルとか宿泊施設が福島県から避難された方を受け入れないという現実もあった。誤った放射線、放射能に対する偏見や風評によるものだろうと思うんです。その意味で、受入計画を広く市民のみんなが、そうだ、雲南市から来られるんだと知るのも大事ですけども、同時に、放射線に対する正しい学習というのも市民意識として必要ではないかというのを感じています。

学習するに当たって、これまた課題と思うのが、「小学生のための放射線副読本」というやつが、これ、つい今年度、中・高生のための放射線副読本というのもできています。これが学校に配布された。

もう一枚お願いします。さっきのは文科省がつくりました。これは復興庁がつくっている「放射線のホント」という冊子です。これもまだ新しいです、できたばかりぐらい。中身は

ほぼほぼ一緒です、さっきの副読本で書かれているのと。ありがとうございました。これ、読ませていただきましたけども、放射線に対する知識を得るにはいい教材かもしれませんが、中身、とても問題を感じます。放射線は大したことはない、福島も元気に復興しよるから大丈夫ですよみたいな中身で、大ざっぱに言うて。まずこれ、読まれてどう思われたかというのをお聞かせ願いたい。子供が持って帰るといったら保護者も目にする機会もあるというのも思いますけど、どうでしょうか。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) ただいま議員のほうからご紹介のありました副読本でございますけれども、これに関しましてはおっしゃるとおり、今年度10月以降に、全国の小・中学校あるいは高等学校へも直接文部科学省のほうから配布をされたというふうに聞いております。なお、この副読本でございますけれども、従前は平成26年度にも出されておまして、そのとき出されたものが改訂をされて今回出されたというふうに聞いております。今回の改訂の主なポイントというのが、復興が進んでいる一方で、避難児童生徒に対するいじめが課題となっていることを踏まえ、いじめは決して許されないことについて強く言及し、復興に向けた取組が着実に前進しているということもあわせて触れてあるものでありまして、先ほど議員がおっしゃいますように、子供たちの中に誤った知識があった、これをしっかりと正していこうというものであろうかと捉えております。

そういう状況の中で当該副読本の内容を確認いたしましたところ、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身につけ理解を深めることができるようにすること、避難した児童生徒に対するいじめを防止することなどを意図として、公表されている科学的知見をもとに学校現場の代表者あるいは放射線医療の専門家などの協力を得ながら、文部科学省において作成されたものであると承知いたしております。したがって、これを配布するということにつきましては、副読本として配布をされたものでありますけども、特に問題があるというようなことで該当しているとは考えておりません。

(8番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 新田議員。

[8番 新田真一君 登壇]

○8番(新田真一君) 私は大変問題があるというふうに思っています。いじめはいけません。でも、いじめをつくる原因というか、そのもとにしたその問題解決なしにして、いじめはだめよと言っても解決にはならない。この副読本は、今平成26年の改訂と言われましたけども、それをさかのぼることさらに5年前に1回出ています。「わくわく原子カランド」という副読本が学校に配布されました。これには、四重にも五重にも安全対策が図られていて、人体や環境に悪影響を及ぼさないように対策がとられていますと言った後、イラストのおじいさんみたいなさんが、「安全が守られてるのじゃ」いうて書いてあった。この1年後に福島原発の事故が起

き、この副読本は文科省のホームページから削除されました。

この間の大水害、台風が襲ったこの9月、10月、福島原発の除染土をためてある何とかバッグというのが大量に流出したという事故があった。さらに調べてみれば、そんなことは過去にもあって500ぐらいの袋が1回流れている。そんなことを私は知りませんでした。あるいは、今たまり続けている原発汚染水も、あと2年後でいっぱいになって、もうないと。どうするかというのもまだ明確な筋道が図られていないと。そういった中で、こういった本で原子力の正しい知識が必要です、必要です。復興進んでますよ、大丈夫ですよという本が出されるのは、私はとっても問題があると思います。まだ福島には帰れない人はたくさんいらっしゃいます。市民に正しい知識を伝えていくというのは大事なことだと思います。危機管理課も出前講座等もあるんでしょうけども、こういった質問にどう答えてですか。いや、正しい知識を国は与えていますと私は言い切れんのじゃないかなと。というので、問題点を指摘しまして、よくよく読んでいただきたいというのをお願いしまして、地震対応への質問を終わります。

最後に、学校給食調理場再編計画についてご質問いたします。まず、文科省が本年10月に、災害時における学校給食実施体制の構築について（依頼）というのが、各都道府県教育委員会あるいは都道府県知事宛てに出されています。これには千葉県下のある市では、本年9月の台風15号によって市で唯一の学校給食センターが崩壊し、市内学校に給食を提供できない状況になった。また、停電復旧時においても、平常日課を実施する上での給食の提供が課題になる。今後、災害等の不測の事態に備えてどのようなバックアップ体制がとれるか、協議調整し、地域の実情に応じて公営的な観点から方策を検討いただきたいという旨の通知が出されています。先ほど視察に行った益城町も、唯一ある給食センターが壊れ、給食復旧までに1年を要しています。近いところでは、昨年7月豪雨で、三原市の1,300食をつくる給食センターが浸水しました。この給食センターの復旧にも1年を要しています。こういった災害復旧対応の視点、これが1。そしてもう一つは、私は定住対策と、三次市が安心して子供を産み育てられるまちとしてPRしていくために、ネウボラだとか、医療だとかいろんなことが言われてますけども、もちろん教育も言われてますが、その中で食も大きな要素だというふうに思います。これが周辺自治体というか、財政的に過疎が進む自治体と同じように、苦しくなった財政が無理だから市内1個にするという同じことをしたのでは、三次の特色は出ないと考えますが、市長、どのようにお考えでしょうか。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 福岡市長。

〔市長 福岡誠志君 登壇〕

○市長（福岡誠志君） 学校給食調理場に関連して災害復旧対応であるとか、そういった趣旨の質問であったというふうに理解しておりますけれども、この学校給食施設に限らず公共施設の整備につきましては、将来にわたって大きな負担といたしますか、財源措置が求められる。そういったことで必要性を十分検討し決定していかねばならないというふうに考えております。学校給食施設については老朽化が進んで、衛生基準に満たしていない施設が多く残っていると

いったような状況も背景にあります。児童生徒に安全・安心な学校給食を将来にわたり提供し続けるために、早急に整備しなければならないというふうに認識させていただいております。

一方で、先ほど議論のありました防災対策の重要性については、十分認識をさせていただいております。学校施設を整備する際の防災機能等につきましては、現在、学校給食調理場整備計画策定委員会でも多機能化を議論する中で検討いただくこととしておりまして、その報告も参考にさせていただきたいというふうに考えております。

(8番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 新田議員。

[8番 新田真一君 登壇]

○8番(新田真一君) 三次の食はPRにならんですかね。私は大いにPRすべきだというふうに考えます。給食策定委員会のことがきのうよりいろんな形で議論されていますが、私は策定委員会での議論をしっかりしていただくために、次のような提案をさせていただきたい。その前に、策定委員会が出された資料の中に、市の再編案として市内1カ所に整備する。これは給食何とか計画という分厚い冊子で資料として提供されているんだろうと思うんですよ。その他の意見に7つあるんです。4ブロック案、中学校だけをまとめて整備する、既存の調理場がある場所に整備する、既存の調理場を残す、将来的に4,000食が提供できる施設を整備する、全市で1カ所に再編、衛生管理基準を満たしていない施設は活用すべきではないという7つの意見がある。これに対する市の見解が添えられています。ほとんど否定なんです。4ブロック、建設費用がイニシャルコストを除いても2倍。ランニングコストはさらに増加することが想定できる、これだけ。中学校。中学校1つにせえと。児童生徒の推計から減少傾向が否めず、この不用な規模の施設は建設すべきでない、ぱっさり切っとして。既存の調理場がある場所に施設を整備する。前述のとおり施設数が増えるとコスト面でのデメリット大きく、現実的でない。既存の調理場を残す。衛生基準を満たしていない調理場が多数あり、安心・安全な給食の提供ができない。将来的に4,000食と全市で1カ所は、本作成の計画案と同じ。市内1個は将来的に全市に提供できる、肯定的意見が述べられている。これを出されて、1カ所だけの案が20ページぐらいの冊子になって細かく言われて、どうですかって言われたらどうですか。自由闊達な意見が言えますか。言えんと思いますよ、私。この7つにかかわる質疑とか論議みたいなのは、今までにあったんですかね。お聞かせください。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 私のほうから答弁の前段として2点ほどお話をさせていただきたいと思いますが、先ほどお尋ねいただきました副読本の件で、私、誤ったことをお伝えしていたので、1つ訂正をさせていただきますが、平成30年9月に改訂されたもの、今年の10月以降配られたというふうに申し上げました。昨年度に配っておられるということで、これは平成30年の誤りでありましたので訂正をさせていただきます。

それから、議員がきょうおっしゃってくださいました災害時における学校給食の実施体制の構築ということでお話を先ほどいただきまして、これは令和元年の10月1日付で事務連絡として文部科学省のほうから各都道府県のほうへ出されているものであろうかと思えます。この中で述べられていることを整理してみますと、議員もおっしゃいますように被災した学校給食調理場の代替として、学校給食再開までの間、暫定措置としての近隣の学校給食調理場から配食や簡易給食等も含めどのようなバックアップ体制がとれるか。市町村からの情報収集であったり、学校設置者間の協議、調整など、地域の実情に応じて広域的な観点から方策を検討してほしいということでの事務連絡であったというふうに解釈をいたしております。そういう点も含めて今後、県のほうも、実は先ほどもご紹介いただきました三原の調理場で災害がございましたけれども、ここを実際に訪れての研修というのも今年度予定をされているように聞いておまして、本市の職員もその研修へ参加をさせていただきます。これからの学校給食調理場のあり方の1つとして、また、配慮していくべきことをここでもしっかりと学んで生かしていきたいと考えております。まず、このことを申し添えさせていただきます。

(教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 長田教育次長。

[教育次長 長田瑞昭君 登壇]

○教育次長(長田瑞昭君) 議員のほうからいただきました、第2回の委員会の資料で出させておいておることについてでございます。これまでいただいた御意見を7点に整理して、それを第1回の資料でつけさせていただいておりますが、それについての市のほうの見解というか、コメントをつけさせていただいたものでございます。なお、市の再編案を基本に議論いただいて御意見もいただくということ。それからさらに、他の御意見もご提示する中で議論を深めていただきたいということで行っているところでございます。市の再編案については、旧市内へ1カ所を整備するという。そうでないところ6ヶ所は残しますよという、そういう中での提案として再編案を述べさせていただいておるところであります。7つの点についてそれぞれコメントを差し上げておるところでございますが、これについては衛生基準でありますとか、耐震基準でありますとか、イニシャルコストでありますとか、建てかえに要する期間とか、用地の有無などについてを検討して、市のコメントを示しておるところでございます。これらについても第2回で示させていただいて、今後御意見をいただくということでございます。第2回については、この意見の概要についてももう既にお示ししておるところでございますけれども、検討資料を確認してということで、その2つ目のほうにも入れておりますけれども、災害防災機能を考えるなら、費用の面は別として複数箇所への整備を行い河川の氾濫などで分断されても供給できるようにしてはどうかという、そういう御意見があったというところでございますけれども、第2回の委員会では、それについて他の委員がどのように思われているかというようなところまではまだ深まっておらず、それは今後においてまた御意見が深まっていくものではないかというように思っておるところであります。

(8番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長（小田伸次君） 新田議員。

〔8番 新田真一君 登壇〕

○8番（新田真一君） これは1つの資料として捉えればいい。市の見解って書いてあるんですけどね。しかも、断定的に建設すべきでないとか。コスト面でデメリットが大きく現実的でない。自由闊達な意見を闘わせながら将来に向かって何がよいかって議論するときに、市はこう思っていますというのを最初から示されたんじゃない、なかなか闊達な意見にはならないのではないかというふうに私は考えます。闊達な意見をいただくそのための資料提供ならば、より具体的に考えやすい、あるいは幅のある材料が提起されるべきだろう。でも、案は1個だけ。

そこで、モニターをお願いします。ちょっと字が小さくて申しわけないんですが、これは新田試案です。4ブロック案、あるいは4ブロックというか4カ所の給食センターをつくってみたらこうなるんじゃないかという案です。ちょっと説明せにゃいけません。十日市中学校区と三次小学校区を合体させて、仮称三次給食センター、約1,900食、黄色い囲みになります。ここへ約2,000弱の給食センターを1つ。三次十日市中学校区。その下、グリーンの塩町中学校区、仮称塩町給食センター。塩町中につくればいいと、これ1。2カ所。次、右上青いやつ、八次中学校区、仮称八次給食センター、約900食。八次中学校にというのも、これ、用地がきっちりわかって示しているわけではございません。一番右下、肌色、茶色っぽい。これは川地中学校区、ちょっと粟屋が入るんですけど、プラス三和中学校区も考えてみたらどうかという4調理場案です。食数は三次市の出した再編計画案に従ってやっています。こうすることで何がよいかということについて、その前に、私は給食で最もよいのは自校給食ですよ。これが最もよいのは間違いない。ただ、いろんな理由、財政的な理由とかどうこうの中でセンターに譲歩をしてきたんです。その一番けつが全市1つです。一番後ろがね。なら、子供たちのできるだけよりよい教育条件の中で給食センターをつくっていただきたいという4案です。

これによるメリットは、まず市の全市1カ所4,000食なら、今いる栄養士、栄養教諭6は2になります。これだと5です。ほとんど減りません。さらに、灰色に網掛けをしてある学校名のところが、今ある給食センターです。7つあります。これが4つになる。コスト、確かにかかります。概算で市の策定委員会等に出された部分だけを積み上げると、1カ所の約2倍はかかる。ですが、これは私は未来への先行投資だと。そして、もう一個。この4カ所にするだけで、先ほどの1カ所がだめでもほかでカバーできるという災害対策対応についても考えられるのではないかというのを思ってこれをつくりました。これをこうしてくださいという意味ではありません。こういう資料を持って、こういった具体を持って、もう一個、1個ならどうだ、いや、2つでどうやと。ここの中にある中学校は1つ、小学校は1つってまとめる案だって、決して悪くはない。具体的にそれでどうなるかというのを立ててみればいい。下松市は4,000食ですけども、小学校1つセンター、中学校1つセンターで運営されています。ぜひこういった資料、これはこれを出してくれじゃなくて、こういう案をもってすべきだということで提起させていただくんですが、これ、どうでしょうか。

（教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 長田教育次長。

〔教育次長 長田瑞昭君 登壇〕

○教育次長（長田瑞昭君） 貴重な御提案をありがとうございます。市でいろいろな案を出すべきではないかという御意見かと思えますけども、市とすれば平成30年3月に市としての案を示しておるところでございますので、これ、あれと出すべき立場ではないというように思っておりました。なお、市へ出された御意見については、また一緒に検討していただければというように思っておったところです。市のコメントについても先ほどいただいておりますけども、あくまでもそれも市の基本計画案も含めてたたき台でございますので、そういった中で委員の皆さんにしっかり御意見をいただければというように考えておるところでございます。

災害対策についても御提案でございますけども、これでどのようなリスク回避ができるのかというところも、あわせて策定委員会の中で御意見もいただきたいというように思っております。

（8番 新田真一君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 新田議員。

〔8番 新田真一君 登壇〕

○8番（新田真一君） この策定委員会に対して予算がつけられて、先ほど先輩議員の質問にもありました。具体的な資料をつくるための予算はまだ執行されていないのかな、あるいは一部あるのかなと。委員の皆さんのそれぞれ自由闊達な意見をいただきしっかり練ってもらう意味でも、私はゼロベースというのを信じているんですけども、1じゃない、2か3、これを突き合わせることによって自由闊達な論議が展開されることを期待し、そのための手だてもよろしくお願ひしたい。

食教育というのが、今栄養教諭という職になって取り組んでいます。もちろん学校が、担任がすべき部分が多いのは間違いなんですけども、私、これ、言いたいのは、小学校の給食って味覚をつくるんですよ、私たちの。私が小学校のときに給食が始まったんです。そのときに栄養士が配置されて、まだ脱脂粉乳でしたけど。私、就職しまして八次小学校へ行ったときに、給食を食べた瞬間、おえっと思った。味覚がよみがえったんですよ、同じ栄養士です。子供の味覚をつくるんですよ。おふくろの味と違って言うじゃないですか。それを給食はつくっている。作木におるときは、子供たちは給食が一番ごちそうじゃと言われました。バラエティーに富む、食文化もあり味覚もつくる。私、作木で給食を6年間いただきました。それで今度、八次で10年過ごして布野へ転勤したんですよ。4月に初めて給食を食べたときに、味覚がよみがえるんですよ、お、作木の味じゃと思って。もう栄養士はいないんですよ、4月に転勤して。作木の栄養士さんだったのが布野へ行って、私と入れかわり転勤して行ったんですけど、でも、味が作木の味だったんですよ。なぜか。4月の献立は前任者が立てていくんです。

子供たちの食をめぐる環境というのは今とても厳しいんです。朝が抜きだとか、夜は塾の合間にコンビニ弁当とおむすび、そして、何とかハンバーグとポテトで済ますと。こういった子供たちの食を守っていくという意味でも食教育は大事で、そしてそれを日々体験し学んでいく

のは給食なんです。ぜひとも策定委員会でのしっかりと自由闊達な論議をお願いして、終わります。

○議長（小田伸次君） この際、しばらく休憩いたします。再開は13時といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前 11時 54分——

——再開 午後 1時 0分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（助木達夫君） 休憩前に続き会議を開きます。一般質問を行います。

順次質問を許します。

（14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める）

○副議長（助木達夫君） 岡田議員。

〔14番 岡田美津子君 登壇〕

○14番（岡田美津子君） 公明党の岡田美津子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は大きく4点についてお伺いいたします。まず、児童虐待防止法に向けた取組。そして、2番目として、学校施設・公共施設のトイレの洋式化について。3番目に、もののけミュージアムバス停の上屋の設置について。そして、三次市の支援事業についてお伺いいたします。

まず、1番の児童虐待防止に向けた取組について。

（1）の本市の児童虐待の相談件数とその状況についてお伺いいたします。先月11月は児童虐待防止推進月間でした。児童虐待のシンボルでありますオレンジリボン、私もつけておりますけれども、このオレンジリボンは2004年に栃木県の小山市で幼い兄弟が虐待の末に亡くなった事件を受けて、市民団体が虐待防止の啓発のために考案したものです。2018年に全国の児童相談所に寄せられた虐待の相談対応件数は、前年度より2万件以上も増えて15万件を超えました。調査が開始された1990年度以降、相談件数は28年連続で過去最多を更新し続けております。2017年度には、虐待により50人を超える子供が命を落としております。このような中、とりわけ悲惨な虐待の事件が昨年3月に東京都の目黒区で発生し、政府は緊急総合対策を取りまとめました。しかしながら、今年1月にも千葉県野田市で児童が虐待で亡くなるという痛ましい事件が発生いたしました。広島県においても、県警が1月から9月に摘発した児童虐待が絡む暴行や障害などは45件で、過去最多だった昨年1年間の34件を既に上回っております。幼い子供が犠牲になる虐待事件が相次ぐ中、虐待が疑われる事案に関する市民からの通報も増えていくとの報道がありました。

まず、本市において、児童虐待の相談対応件数、また市民からの通報の件数、またその中身、状況をお伺いしたいと思います。

（子育て・女性支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める）

○副議長（助木達夫君） 松長子育て・女性支援部長。

〔子育て・女性支援部長 松長真由美君 登壇〕

○子育て・女性支援部長（松長真由美君） 本市で受けました過去3年間の児童虐待に関連する相談件数でございます。これは相談に対応した実児童数ということになりますが、平成28年度は99件、平成29年度は80件、平成30年度は76件となっております。過去3年間の件数を相談内容別に見ますと、言葉によりおどかさず、子供の前で配偶者など家族に対して暴力を振るう、無視する、兄弟間で差別的な扱いをするなどの心理的虐待が最も多く、続いて、育児放棄に当たるネグレクト、そのほかに殴るなどの身体的虐待、性的虐待がありました。

本市における児童虐待通告件数でございますけれども、これは、平成28年度は6件、平成29年度は4件、平成30年度は7件というふうになっております。

（14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める）

○副議長（助木達夫君） 岡田議員。

〔14番 岡田美津子君 登壇〕

○14番（岡田美津子君） 相談対応件数は減っているというような状況ですけれども、やはり精神的、心理的なものが多いということでもあります。15年前の2004年の改正児童虐待防止法では、虐待が疑われる事案の通報を私たち国民に義務づけております。通報も増えて、県警が認知する児童虐待も増えております。しかし、今も隠れている暴力やネグレクトもあると思います。先ほど、通報の件数はそんなにたくさんはありませんでしたけれども、しかし、それでも今隠れている暴力やネグレクト、そういうものはあると思いますので、それらの早期発見のためにも、今後も通報の啓発というものを市民のために、市民の方にしっかりと続けていっていただきたいと思います。

次に、（2）の児童虐待防止への対応体制と今後の取組についてお伺いいたします。

児童虐待防止法が定義する虐待とは、身体的虐待や食事などの世話をしないネグレクト、性的虐待、暴言などの心理的虐待の4つですが、厚生労働省の発表によりますと、暴言や親が子供の前で配偶者に暴力を振るう面前DVなどの心理的虐待の相談件数が55.3%と半数以上を占めております。相談経路としては、警察が1、続いて近隣や知人、3位が学校、そして次が市町となっております。改めて児童虐待防止の体制の強化が求められていると思いますけれども、本市のまず学校において児童虐待の問題を発見したとき、関係機関との連携や体制はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

（子育て・女性支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める）

○副議長（助木達夫君） 松長子育て・女性支援部長。

〔子育て・女性支援部長 松長真由美君 登壇〕

○子育て・女性支援部長（松長真由美君） まず、要保護児童対策地域協議会の面からお答えしたいと思います。学校において児童虐待に関する問題が発生した場合、すくすくネットワーク協議会、これは三次市における要保護児童対策地域協議会でございますが、この事務局である女性活躍支援課とが連携しまして、関係機関によるケース会議を開催いたします。すくすくネットワーク協議会は、広島県北部こども家庭センター、三次警察署、広島弁護士会三次地区会を始め、多くの組織、団体で構成されております。そのうち、個別のケースに応じた構成員がケ

ース検討会議に集まり、必要に応じて市教育委員会の教育相談員やスクールカウンセラー、また学校に配置されているスクールソーシャルワーカーも参加して情報を共有し、要保護児童への対策等の検討を行い、役割を決めて対応してまいります。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 児童虐待防止にかかわって、学校の立場のほうから答弁をさせていただきます。

まず、児童虐待の対応で最も学校が考えて大切にしていることでありますけれども、虐待を受けている子供の命を守るということでもあります。学校では子供の命を守るため、子供の小さな変化も見逃さないよう注意を払いながら、虐待の早期発見に日々努めているところでございます。学校において児童虐待の疑いがあると把握した場合は、先ほど議員がおっしゃいました児童虐待の防止等に関する法律に定められておりますように、広島県北部こども家庭センターに通告するとともに、三次市教育委員会へ知らせることと本市ではいたしております。それを受けて、関係機関が連携しながら組織的に対応を進めております。

虐待を受けた子供に対しましては、その子供が安心して生活できるよう関係機関と密に連携をとり、心のケアや再発防止の取組を行ってっております。それも、児童虐待に対する適切な対応が各学校で行われていることで、児童虐待の早期発見、早期対応、虐待を受けている子供への支援というふうにしかりとつなげてまいりたいと考えております。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) 先ほど説明をお聞きいたしましたけれども、やはり虐待防止ネットワークとして、学校というのは本当に重要な位置にあると思っております。教員もやはり虐待に対する知識をしっかりと学び、対応のスキルとか、これを身につけることも重要だと思います。先ほど教育長がおっしゃったように、子供を日常的に目配りでき、何か起こったら学校はちゅうちょなく対応できる体制づくり、そして連携を今後とも続けていってほしいと思います。

また、2020年度から始まりますソーシャルワーカーとかスクールロイヤーの配置も前向きに考えていただきたいと思います。

次に、子育て支援課の説明もお聞きいたしましたけれども、児童虐待防止のための支援員さんとかの質の向上も非常に重要だと思っておりますけれども、研修など、どのように取り組んでおられるのか。また、それとあわせて、再度、児童相談所との連携の体制の強化など、お伺いしたいと思います。

(子育て・女性支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 松長子育て・女性支援部長。

[子育て・女性支援部長 松長真由美君 登壇]

○子育て・女性支援部長（松長真由美君） 児童虐待への適切な対応をするためには、相談員の資質の向上を図ることがとても重要です。本市の女性活躍支援課相談室の家庭児童相談員、母子父子自立支援員、及びすすくネットワーク協議会の事務局職員は、児童福祉士と要保護児童対策調整機関調整担当者の資格を有しております。資質の向上につきましては、年4回開催される広島県家庭相談員連絡協議会主催の研修、及び年1回開催される中国地区の研修へ参加いたしまして、各自治体間とのネットワークづくり、情報共有のための連携のあり方や事例研究、事例検討を行うことでスキルアップを図っているところでございます。

児童相談所との体制強化についてでございますけれども、広島県北部こども家庭センターとは日常的な情報共有を行いまして、要保護児童への対応が困難なケースにつきましては助言指導を受けるなど既に連携した体制をとっているところでございます。

（14番 岡田美津子君、挙手して発言を求め）

○副議長（助木達夫君） 岡田議員。

〔14番 岡田美津子君 登壇〕

○14番（岡田美津子君） 研修とか、そのような連携とか、一層今後しっかりと取り組んでいていただきたいと要望いたします。

このようなことが起こったとき、児童生徒が虐待、いじめを受けたときですけれども、やはり1人で悩まずにみずから相談できる体制も重要だと考えます。これまで相談の手段としては、児童虐待は電話での相談ホットライン、いち早く189番が有効でした。しかし、時代の変化とともに、電話以外に全国的にもLINEなどによる相談窓口の設置が広がっております。三次市でも多様な相談方法に対応する必要があると考えておりますけれども、どのようにお考えでしょうか。

（子育て・女性支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求め）

○副議長（助木達夫君） 松長子育て・女性支援部長。

〔子育て・女性支援部長 松長真由美君 登壇〕

○子育て・女性支援部長（松長真由美君） 子供たちの相談先というところでございますけれども、SNSなどの情報ツールが多様化した現代におきましては、さまざまな相談ツールが考えられます。三次市では、18歳以下の子供への電話相談先としてNPO法人広島チャイルドラインへ委託しまして、毎年夏休み前及び冬休み前に市内の小・中・高校生へ、広島チャイルドラインの名刺サイズのカードを配布しています。今年度から新たに全国の子供を対象としているNPO法人チャイルドライン支援センターがチャット相談を開始したところです。その周知も同じ周知用のカードに掲載しまして配布したところでございます。週2回、16時から21時の運用でチャットで相談ができ、電話だけではない相談ツールとして利用していただけるようになっております。

（14番 岡田美津子君、挙手して発言を求め）

○副議長（助木達夫君） 岡田議員。

〔14番 岡田美津子君 登壇〕

○14番（岡田美津子君） NPO法人のチャイルドラインのチャットということで、一歩進んだなと思っておりますけれども、本当に今までの相談というのは、周囲からの相談は多いけれども、当事者や家族からの相談件数は伸び悩んでいるということが調査の結果出ていたということでもありますけれども、本当にやはりこういうチャット、LINEとかいうことは、今全国的にも利用しているのが増えております。東京都は来年から、親と子の相談ホットラインを本格的に導入ということでもありますし、神奈川県でも虐待だけに限らず、子ども110番、ひとり親の家庭、DVの相談、子ども・若者総合相談などをQRコードから読み取って、LINEの相談に向かっていくというふうに既に行っています。こういうこれからの時代の先を見据えての相談体制というものもしっかりと前向きに今後とも取り組んでいただきたいと要望いたします。

次に、（3）の今年6月に成立いたしました児童福祉法の改正についてお伺いいたします。

親などによるしつけと称した体罰が虐待につながっている実態を受けて、今年6月、国会では児童福祉法の改正法が成立いたしました。改正法では、親などによる体罰の禁止を明記し、来年4月の施行に向けてガイドラインを作成し、これをもとにリーフレットを作成、体罰によらない子育ての方法を含め周知し、社会に浸透させていくこととしております。また、改正法では、親が子供を戒める懲戒権についても、虐待の口実に使われないよう今後2年間をかけて見直し、一連のさらなる強化を図ろうとしております。これらの改正を受けて、本市では改めてどのような取組をされたのか、お伺いいたします。

（子育て・女性支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める）

○副議長（助木達夫君） 松長子育て・女性支援部長。

〔子育て・女性支援部長 松長真由美君 登壇〕

○子育て・女性支援部長（松長真由美君） 議員おっしゃったように、今年6月に成立しました児童虐待の防止等に関する法律、及び児童福祉法の改正は、児童虐待防止対策の強化を図るため、親権者が児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととするなどの児童の権利擁護、児童相談所の体制強化、及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずるために行われたところでございます。三次市では児童虐待に対し、発生予防、早期発見、発生時の迅速で的確な早期対応を行っていますが、法改正によりまして、子供の権利擁護に関して、体罰によらない子育てなどの普及啓発も重要になります。また、地域の関係機関との連携につきましては、要保護児童対策地域協議会から情報提供等の求めがあった関係機関等は、これに応ずるように努めなければならないことから、三次市の要保護児童対策地域協議会においても円滑な情報収集とその共有が可能となるところでございます。

今後の取組でございますけれども、11月に児童虐待防止推進月間がございました。この月間の取組といたしまして、広報みよし11月号に児童虐待防止啓発として、地域のみんなで子供を虐待から守るための五カ条、虐待のサイン、法改正による体罰の禁止、相談窓口について掲載いたしました。また、三次ケーブルビジョンの市役所ホットニュースに、児童虐待、DV防止について、虐待の具体的内容等を含めた内容を11月13日から1週間放送し、意識啓発を図ったところでございます。

また、今年10月に開催しましたネウボラみよしフェスタにおきまして、厚生労働省の愛の鞭ゼロ作戦のDVDとリーフレットを活用して、体罰や暴言は子供の脳の発達にも深刻な影響を及ぼすこともあり、体罰や暴言による愛の鞭は捨て、子供の気持ちに寄り添う子育てについて、子育て家庭へ啓発いたしました。

さらに、11月11日に、市職員向けに「ネグレクトを考える」と題した児童虐待防止講演会を行いました。行政職員として児童虐待は発生防止、早期発見、早期の適切な対応、虐待を受けた子供の保護、自立に向けた支援など、切れ目のない支援が重要であることを強く認識するための機会となったところでございます。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) 今回、しつけであったとしても体罰そのものを禁止することを法律に明記した点、この点は社会全体や大人が子供と向き合う基本的な姿勢を方向づけるものとして重要な意味を持っていると思います。改めて大人が子供に向き合う姿勢を自覚し、新しい子育ての技術の習得など見方を変えれば、大人側に厳しく自己変革を求めたと受けとめるべきだと思っております。しかし、子供のかんしゃくとか反抗とか大泣きとかいうものは、日常の子育てには大人はどう対処してよいかわからないことが多々あります。体罰の禁止、これが実行可能となるためには具体的な子育てのノウハウ、このノウハウの習得とか、アドバイスが受けやすい環境の整備が必要だと思います。

そこで、他市でも多く行われております、叩かない、どならない子育て講座など、市民参加の講座や研修会などを改めて多くの場で開催するべきと考えますが、この辺どういうふうにお考えでしょうか。御所見をお伺いいたします。

(子育て・女性支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 松長子育て・女性支援部長。

[子育て・女性支援部長 松長真由美君 登壇]

○子育て・女性支援部長(松長真由美君) 親権者が児童のしつけに際して体罰を加えてならないことなどの権利擁護に関しまして、普及啓発を行っていく必要はあります。委員から御提案いただいたとおり、子供とのかかわり合い方を講座形式で学んでいただくことは大変効果的であると考えております。本市には地域子育て支援センターがございますので、この場所などを活用しまして子供へのよりよいかかわり方を学ぶ機会をつくり、子育てに関する不安を解消し、安心して子育てができるための支援というものについて実施していきたいと考えております。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) ありがとうございます。ぜひいろんな子育て支援の拠点のところで、講座などを行っていただきたいと思っております。この講座の効果としては、親が子供とうまくコミ

コミュニケーションをとる方法を身につけることによって、子供の問題行動を減少させることができたとか、親の育児負担の軽減につながっていると認められております。ぜひ多くの場で取り組んでいただきたいと思います。また、保育士さんや保健師さんにも受講していただければと考えておりますけども、この辺はどういうふうにお考えでしょうか。

(子育て・女性支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 松長子育て・女性支援部長。

[子育て・女性支援部長 松長真由美君 登壇]

○子育て・女性支援部長(松長真由美君) 子供のしつけ、特に体罰に対する意識、その認識につきましては、特に専門職が正しく理解しているということが大切だと考えておりますので、こういった研修会、講座等についての参加のほうは、正しい理解を進めるためにも必要だと考えております。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) ありがとうございます。よろしく願いいたします。また、今年6月に行われました児童福祉法の改正ですけれども、これら子育てに対しての改正ということの周知、これは多くの一般の市民の方にもやはり幅広く知らせていくべきと考えておりますけれども、今後市としてこの周知、どのように取り組まれたらいいと思われるか、お伺いいたします。

(子育て・女性支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 松長子育て・女性支援部長。

[子育て・女性支援部長 松長真由美君 登壇]

○子育て・女性支援部長(松長真由美君) 親権者が児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことというこの児童の権利擁護に関しては、市民への普及啓発は必要と考えております。そのためまず広報みよし11月号に、体罰の禁止への法改正の内容を掲載いたしました。今後は、施行期日の令和2年4月に向けまして、広報みよし、三次ケーブルビジョン等への各種媒体による発信に加えまして、子育て講演会、それから子供へのかかわり方を学ぶ講座、各地域子育て支援センターでの子育て講座等の機会に積極的に普及啓発を行っていきたいと考えます。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) 親権者だけではなく、本当に一般のたくさんの方にもこういう体罰はいけない、しつけではない、しつけのための体罰はいけないということをしつかりと知らせていただきたいと思います。

次に、(4)の児童虐待とDVの双方から親を守る体制の強化についてお伺いいたします。

虐待が起きている家庭では、DV、配偶者からの暴力も起きている事例が少なくないということから、DV問題と児童虐待は家庭内の暴力の支配やトラブルとして一定の重なりがあると

捉えられております。これらはそれぞれ双方の機関が連携し、協力体制をとることが重要だと思っております。本市においてDVの相談があったときの対応、また、それにつながる児童虐待の早期発見についてどう取り組んでおられるのか、お伺いしたいと思います。

(子育て・女性支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 松長子育て・女性支援部長。

[子育て・女性支援部長 松長真由美君 登壇]

○子育て・女性支援部長(松長真由美君) まず、DVに関する相談があった場合でございますけれども、この場合、婦人相談員が電話や面接により直接状況を聞き取り、対応策を検討するということになります。その聞き取りの中で、家庭内で子供に対する虐待が疑われる場合や子供の面前でDVがあるような場合、このような場合におきましては、子供にとっての心理的虐待となることから、要保護児童の世帯として家庭児童相談員もかかわって支援を行ってまいります。本市は、婦人相談員、家庭児童相談員が同じ女性活躍支援課相談室に在籍していることから、このようなケースに早期に対応することができております。

また、今年度からすすすくネットワーク協議会にDV対応の機能を加えまして、児童虐待とDVの双方に一体となって取り組めるよう、関係機関を追加いたしまして体制を強化したところではあります。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) 体制の強化に取り組んでいるということですが、今ここで1つ私が思うのは、先ほどのような現在のDV防止法による支援というものは、まず被害者を逃がす、また加害者から逃げるための法律の構成になっていると思っております。加害者に対する改善の手当てが少ないと思っております。現実にはDVの問題を抱える家族の少なくとも半数以上は、逃げないで問題を抱えたまま生活を維持させているという実態があります。逃げない家庭に有効な支援策、このようなことが用意できていない。今のDV対策の現状の中でとても難しく、そしておこなっている部分だと思っております。このような状況の中で、虐待の裾野が大きく広がっていると言われております。DVや虐待も保護に至るケースよりも、在宅支援を必要としているケースが大幅に増加しています。今後、DVにおいては、加害者の更生のための支援、そして被害者に対する心のケアなどの支援が重要だと考えておりますが、そういった視点を持って取り組んでおられるのか、お伺いいたします。

(子育て・女性支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 松長子育て・女性支援部長。

[子育て・女性支援部長 松長真由美君 登壇]

○子育て・女性支援部長(松長真由美君) さまざまな御事情によりまず相談ができない事情があるという被害者に対しての対応でございますけれども、相談するまでには、当事者がDVや虐待を受けていると自覚すること、またその相談先が明確になることが必要です。DVの相談に

については、相談をしていることが知られない配慮が必要です。そのため、相談室に来られなくても電話での相談も可能となっているところでございます。また、匿名の相談も受けることができます。DV相談先の周知につきましては、公共施設のトイレの個室に相談先を明記した名刺サイズのカードを設置するなど、人に知られずに相談先を知っていただくことができるように配慮しているところでございます。

また、毎月、広報みよしへ相談先を掲載し、11月の児童虐待防止推進月間、女性に対する暴力をなくす運動の実施期間では、何が児童虐待やDVに当たるのかを啓発することに努めているところでございます。また、加害者への支援、更生や心のケア等の支援ということになりますけれども、DVが子供の面前で行われた場合は、子供に対しての心理的虐待ということに当たります。この場合は広島県北部子ども家庭センターにおきまして、保護者への面談、指導というのは行っているところです。

本市における加害者への更生や心のケアなどの支援につきましては、児童虐待防止、DV防止の観点から加害者支援は必要であると考えておりますけれども、現在の対応においては被害者支援を優先して行っているところでございます。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) 加害者の更生支援というものは本当に難しいものだと思っておりますけれども、社会も今後はそういうふうな方向で向かうのではないかなと思っておりますので、先ほど述べたような視点をしっかり持って、今後とも児童虐待、そしてDVの対策に取り組んでいただきたいと要望いたします。

次に、(5)の子育て世代に寄り添う支援についてお伺いいたします。

今、核家族や地域のつながりの希薄化による親の孤立が、虐待の要因の一つとして目を向けることの大切さとして指摘されております。子育ての不安とか、精神的な不安、経済的な不安などもあろうかと思えます。子育て中の親を対象としたNPO主催のイベントでは、全てを1人でこなすワンオペ育児で心身ともに疲れたとか、社会に取り残されているような不安があるといった訴えが相次いだとありました。こうしたSOSを見逃してはならないと思えます。一層の相談体制、また、赤ちゃん訪問事業などに力を入れて、子育てに寄り添う支援の拡充が重要だと考えます。

その中で、虐待防止においては産前産後のうつに対しての支援も重要です。本市においても、ネウボラ事業の中に産後ケア事業や産前産後ヘルパー派遣事業など、早期に導入されて取り組んでいただいているところですが、これらの利用状況、そして今後のさらなる取組についてお伺いいたします。

(福祉保健部長 牧原英敏君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 牧原福祉保健部長。

[福祉保健部長 牧原英敏君 登壇]

○福祉保健部長（牧原英敏君） 本市におきましては、昨年度から産前産後ケアとして3つの事業を行っております。1つ目は、助産所において宿泊やデイケアを行う産後ケア事業。2つ目は、三次中央病院や県内の助産師会等で行う母乳育児相談助成事業。3つ目が、ヘルパーによる家事や育児の支援を行う産前産後ヘルパー派遣事業でございます。各事業の利用状況でございますが、本年度分は10月までの数値となりますが、産後ケア事業につきましては、昨年度は2件、本年度は0件です。母乳育児相談事業は、昨年度が104件、本年度は43件でございます。産前産後ヘルパー派遣事業は、昨年度が7名の利用者で延べ83回、本年度は16名の利用者で延べ139回利用をされております。

妊娠時や産前産後において発生しやすい児童虐待防止の今後の取組でございますけれども、先ほど御説明いたしました産前産後ケア事業による体調不良や、家事や育児不安で支援の受けにくい方、こういった方への支援体制の整備のほか、母子健康手帳交付時の聞き取り、妊婦家庭訪問、乳児家庭全戸訪問、また医療機関による産後うつを含む産後健診、発育時期に応じた各乳幼児健診や相談、また、ネウボラによる相談所、サテライト等の相談所の開設、家庭訪問、こういったことを通しまして、支援の必要な御家庭につきましては子育て・女性支援部と連携をいたしまして、個別対応をしていく方針でございます。

また、市内の産婦人科医、小児科医、精神科医、また助産師、保健師等で構成する三次市母子保健推進連絡会議というのを三次市のほうは設置をしております。産後うつ、こういった兆候の状況把握や課題整理などを行う機関も設けております。全ての妊産婦との面談や相談機会を多く設け、育児不安や産後うつ予防、心身の負担軽減と安心して子育てができる環境づくり、虐待につながるような兆候を早期に発見し対応に努めてまいりたいと考えております。

（14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める）

○副議長（助木達夫君） 岡田議員。

〔14番 岡田美津子君 登壇〕

○14番（岡田美津子君） ありがとうございます。これらのさまざまな事業、これは虐待防止という観点からも行われているものですので、しっかりと周知のほうよろしくお願ひしたいと思います。

また、もう一つ目を向けたいたいのが、双子や三つ子といった多胎児の子育てです。多胎児の子育てはさまざまな困難が伴い、心身ともに疲弊した母親が不安や孤立感を深めることも多々あると言われております。自治体の中には多胎児家庭の支援に乗り出すところも出てきております。本市のネウボラ事業の中でも目を向けていただきたいと思いますが、本市の取組、お伺ひしたいと思います。

（福祉保健部長 牧原英敏君、挙手して発言を求める）

○副議長（助木達夫君） 牧原福祉保健部長。

〔福祉保健部長 牧原英敏君 登壇〕

○福祉保健部長（牧原英敏君） 多胎家庭の御支援でございますけれども、母子健康手帳の交付時の面談、相談により、多胎の妊婦の方には妊娠、出産、子育ての負担や不安が多いことから、特

に丁寧な相談支援を心がけております。妊婦訪問、新生児訪問等を通じて状況の把握と早期の支援につながるよう取り組んでおります。乳児健診等におきましても、子供を2人連れてくることへの負担等もあり、健診会場において産後サポート事業として母子保健推進員が母親へのサポートや子供の見守り、付き添い等を行っております。今後も安心して乳幼児健診等を受診し、相談支援が受けられるよう体制整備、支援のほうを行ってまいりたいと考えております。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) 多胎児家庭においては丁寧な相談もしているということでもあります。他市では、外出の支援とか多胎児家庭用のホームヘルパーさんとか、専門職によるカウンセリング、仲間づくりなどを行っているところもありますので、また参考になさっていただければと思います。やはり重要なことは、協力を得ることは当然であるということとその当事者の方に伝えることだと思いますので、今後ともさまざまな状況を把握して細やかに取り組んでいただきたいと思います。

虐待における質問の最後ですけれども、さまざま今言ってきましたけれども、女性の支援ということは本当に多岐にわたると思います。福岡市長、これからの女性が安心して活躍できるという観点から、機構の改革ということもありましたけれども、三次市としてどのようにお考えか、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 今の地域社会においては、やはり女性の力というのがこれから大きなウェートを占めるというふうなことも言われております。このたびの組織機構改編の中で、女性という文字がなくなったということで、今回の議会でもいろいろと御指摘をいただいているところでもあります。御承知のとおり平成27年9月に女性活躍推進法が施行されて以来、この三次市も女性活躍支援課のもとでさまざまな女性に対する支援とか事業というのを行っておるところでございます。引き続き、やはり女性が活躍して、子育てをしながら安心して働ける環境の充実を目指していくということには一点の曇りもございません。やはりこれからは女性の活躍というのをもさることながら、やっぱり若いも若きも、男性も女性も、それから日本人でも外国人でも、あるいは障害を持っていらっしゃる方でも健常者の方でも、全ての人が共生した社会を推進することができる、そんな地域づくりをめざしてこれから取り組んでいきたいというふうにも考えております。まさに、まち・ひと・しごと創生基本方針2019の中にも、そういった趣旨の取組も記されておるところでございますし、これから女性の活躍については引き続きしっかりと事業を行うことで、みんなで持続可能な地域づくりをする、安心・安全なまちをつかっていく、そういったまちをめざして頑張っていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいというふうに思います。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) 先ほどの答弁を聞いて安心いたしました。しっかりと女性支援も含めて、また共生社会をめざして取り組んでいていただきたいと要望いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、大きく2番目の学校施設・公共施設のトイレの洋式化についてお伺いいたします。

まず、(1)の幼児・児童生徒のトイレの環境についてお伺いいたします。文部科学省が発表いたしました平成28年4月1日現在の公立の小・中学校施設のトイレの状況調査の結果によりますと、公立の小・中学校におけるトイレの便器数は140万個。そして、そのうち洋式便器は約61万個、43.3%、そして和式の便器は約79万個、56.7%だということです。いまだ過半数が和式の便器という結果が載っておりました。一般家庭のほとんどが洋式便器になっている今、学校のトイレ環境は子供たちにとって決して快適とは言えず、学校ではトイレが汚くてにおうからとか、和式便器が嫌だからという理由でトイレに行くのを我慢してしまうという調査結果もありました。

本市においては、子供たち、学校、そしてまた議会からの要望で、少しずつ各学校のトイレの整備が進んでいると思います。現在、各小・中学校、また保育所のトイレの和式と洋式の割合についてお伺いしたいと思います。また、それとあわせてトイレは単に洋式化にすればよいというものではなくて、トイレが明るく清潔で入って安心できる工夫や災害時には避難所ともなる学校、体育館は多機能性も重要です。これらを含めて、本市の保育所、小・中学校のトイレの状況をお伺いいたします。

(教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 長田教育次長。

[教育次長 長田瑞昭君 登壇]

○教育次長(長田瑞昭君) 本市におきます小・中学校のトイレの洋便器率でございますけども、令和元年11月末時点でございますが、小学校が40.6%、中学校は42.6%で、小・中学校を合わせますと41.3%という状況でございます。また、トイレの明るさや清潔感、多機能性に係る配慮についての御質問でございますけども、明るさにつきましては、学校環境衛生管理基準によりまして200ルクスという基準を持っております。近年、トイレ改修を行っている学校施設につきましては、学校により仕様などは異なりますけども、照明の交換はもとより、壁やブースに明るい色や暖色系のものを使用したり、清潔感の向上としましてはタイル張りの床をシート張りに変更したりしておるところであります。

また、障害者等への対応としまして、多目的トイレを増設するなど既存のトイレスペースに応じて行っているところでございます。

(子育て・女性支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 松長子育て・女性支援部長。

〔子育て・女性支援部長 松長真由美君 登壇〕

○子育て・女性支援部長（松長真由美君） 保育所の乳幼児用トイレの洋式化につきましては、昨年度、和田保育所で1カ所、田幸保育所で2カ所整備工事を行い、全体では0.6ポイント増で80.7%の洋式化率となりました。また、トイレの明るさ、清潔感、多機能性への配慮でございますが、トイレの明るさについては基準はありませんが、照明の交換はもとより一定程度必要な明るさを確保するように努めております。清潔感については、近年トイレ改修を行っている保育所では仕様は異なりますが、壁やブースに明るい色や暖色系を使用したり、タイル張りの床をやわらかいゴムマットへ変更したりと、明るく清潔なイメージづくりと適切な衛生管理ができるよう、環境改善に努めております。また、多機能性への配慮につきましては、施設設備の整備に合わせて、多機能性として多目的トイレ改修を行い対応しております。

（14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める）

○副議長（助木達夫君） 岡田議員。

〔14番 岡田美津子君 登壇〕

○14番（岡田美津子君） トイレの状況をお伺いいたしましたけれども、少しずつ進んでいる状況だと感じております。先月11月に示されました来年度に向けました実施計画では、学校トイレの改修事業として1億1,500万円の予算が計上してありました。明るくて清潔な洋式トイレにしていただきたいと思いますのですが、この事業について何点かお伺いいたします。

まず、洋式化に対する市としてのお考え。また、全部洋式化にするのか。また、ある程度和式を残すのか。また、スケジュールを含めた今後の計画などをお伺いしたいと思います。

（教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求める）

○副議長（助木達夫君） 長田教育次長。

〔教育次長 長田瑞昭君 登壇〕

○教育次長（長田瑞昭君） 洋式化に対する理由等でございます。昨今、公共施設や商用施設、そして一般家庭においても、トイレ便器の洋式化が進み、和式の便器で用を足すことが苦手な児童生徒が増えてきていると考えられるというところからでございます。よって、基本的には、全ての便器を洋式化することを提案していきたいと考えております。なお、以前学校現場からの要望で、和式便器の使い方も教えないなどの理由で数カ所を和式便器のまま更新してほしいとの要望が出たケースもあります。このような要望については柔軟に対応していきたいというように考えております。

今後のことでございますが、まず現在のトイレの改修の考え方でございますが、大規模校を先行して実施をしております。十日市小学校、十日市中学校、三次小学校が完了しております。今回実施計画で上げさせていただきました計画は、八次小学校を対象としておるところでございます。

今後の実施に当たっては、現在、本市全小・中学校の施設・設備を対象に行っております学校施設に係る長寿命化計画策定に伴う建物調査の結果に基づいて、優先順位を判断していく予定としておるところでございます。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) 市としては全て洋式化ということの検討でということですが、私はこの意見には賛同したいと思います。洋式化にしたら、やはり今度は洋式化がとても快適なので、和式はなかなか使われずに残っている。で、また、それを改修しなければいけないみたいなことも現実的には起こっているというようです。和式を1つ残すということだけで不衛生になるというような状況も考えられますので、やはりこれから10年、20年先を見据えたら、全て洋式化というようなことがいいのではないかなと私は思っております。今後のスケジュールは先ほどお聞きいたしましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

私は今もう一つ学校のトイレで大事なことは、トイレの整備とともにトイレに行くことを我慢しないという教育、便育です。学校で大便をするのを嫌がって我慢する子がいます。特に男の子は大便をするとき個室に入らなくてはなりません。そのことで我慢するケースが多いと思います。便を出すことは健康のためには本当に重要なことだという教育と、オープンに便や排せつができるという環境づくりが重要と考えます。そのような便育の取組が行われているのでしょうか、お伺ひしたいと思います。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 議員のほうから便育にかかわって、学校での教育の取組ということでお尋ねいただいたところでありまして、議員おっしゃいますように便育というのは、食べるから食べた以上には排せつをしていくという、そういう一連の流れの中で便育という言葉が今つくられているというふう聞いております。この三次市内の小・中学校では、児童生徒に基本的な生活習慣を身につけさせることを目的として、早寝、早起き、朝御飯とともに快便についても指導をしているところでございます。

例えば、小学校に入学して間もないころ、生活科などの時間でトイレの使い方の指導とあわせて、大便することは大切なことでトイレに行きたいときには我慢せずに行くよう伝え、安心してトイレへ行くことができるようにしているところであります。また、排便の大切さについて全学年で年間を通じて繰り返し指導も行っております。具体的には、全校朝会などで養護教諭が中心となって排便の大切さについて指導し、考える場を設定いたしております。さらに、家庭と学校で連携して考える機会として、定期的に生活習慣チェックを行い、快食、快眠とともに快便について考えているところであります。生活習慣チェックを行う前に、快食、快眠、快便の大切さを考えた後、一人一人が目標を立て取り組んでいる学校もございまして。これらの取組を行うことで快便の子供が増えていっております。今後も、各学校で排便の大切さについて継続的、計画的な指導を続けてまいりたいと考えております。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○副議長（助木達夫君） 岡田議員。

〔14番 岡田美津子君 登壇〕

○14番（岡田美津子君） ありがとうございます。便育というものも行われているということで、安心いたしました。食育という言葉はよく聞きますけれども、やはり便育という言葉が徐々に世間では広がっております。どうかよろしくお願ひしたいと思います。

次は、公共施設のトイレの洋式化についてお伺ひいたします。薄暗いとか、洋式トイレは1つだけといった公共施設のトイレが多い中で、安心して快適なトイレの整備は非常に重要だと思っています。安心して快適なトイレの整備をまちづくりの柱の一つに据えて、観光振興にもつなげる取組が多く自治体で行われております。先日行われました議会報告会の中でも、やはり公共施設のトイレの洋式化の要望が何点か出てきました。その中で1つ提案したいんですけども、みよし運動公園内の一角にあるトイレについてなんですけれども、遊びの王国と球場の中間にあるトイレですけども、以前から古くなったまま手がつけられておりません。先日、久しぶりに行ったところ、多目的トイレにはオストメイトが設置されており、ベビーシートもとてもきれいになっておりました。しかし、一般の方が使う洋式トイレは汚く、ふたがとれたままであったり、長期間使用禁止となっているトイレがあるなど、運動公園の利用者が気持ちよく使えない状態のままになっております。本当にこれは多くの方が利用する運動公園のトイレであります。早急に整備する必要があると考えますが、御所見をお伺ひいたします。

（地域振興部長 中原みどり君、挙手して発言を求める）

○副議長（助木達夫君） 中原地域振興部長。

〔地域振興部長 中原みどり君 登壇〕

○地域振興部長（中原みどり君） 御指摘の三次運動公園のトイレの整備状況につきましては、指定管理者であるミズノ株式会社に確認を行ったところ、まず、ふたがとれた便座があるということですが、現在設置してあります便座のふたは簡単に取り外せる構造になっております。これまででもいたずらで外されている事例も多々あるようであり、指定管理者の職員がその都度直されているというふう聞いております。修理等で専門業者への依頼や納期などにより長期間使用禁止となっている事例もあるようですが、見回りや点検などを定期的に行うよう再度徹底を図り、利用者にとって気持ちよく利用していただくため、日ごろの維持管理、早期復旧に努めていただくよう指導してまいりたいと思います。

（14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める）

○副議長（助木達夫君） 岡田議員。

〔14番 岡田美津子君 登壇〕

○14番（岡田美津子君） ふたはよくとれるということですけども、いつ行ってもとれております。それと、やっぱり長期間使用禁止となっているトイレ、それは早く使用できるようにちゃんと修繕をするべきだと思っております。やはり運動公園というのは、上には遊びの王国もありますし、上にはベビートイレですかね、子供のトイレがありますけれども、それだけでは足りないときもあります。多々あります。ですので、その下のトイレも早急に整備していただ

きたいと要望いたしますので、よろしく願いいたします。

次に、(3)の公共施設の今後の洋式トイレの整備についてお伺いいたします。

先ほども述べましたけれども、公共施設のトイレは今後10年、20年先を見据えて、また、防災に向けては国から全洋式化の指針が出ている中で、トイレは清潔な洋式トイレに整備していく必要があると考えます。公共施設のトイレ、また観光施設のトイレの整備の基本的な考え方と今後の計画があればお伺いいたします。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 各家庭でのトイレの洋式化というのが今一般的、ほとんどそうでありますけれども、それに加えて商業施設とか、あるいは公共施設にもトイレの洋式化によって気持ちよく公共施設においでいただいて、気持ちよくトイレをしていただくということが今進んでおりまして、やはり在日外国人の旅行者の受入れとか、あるいは環境整備が推進されているということも、このトイレの洋式化というのは1つの課題であるというふうに認識しております。

さらに、高齢者や障害者などの社会的障害を取り除くバリアフリー化の一環として、多目的トイレの設置も増えている現状でございます。現在のところ整備の全体計画というのはありませんけれども、施設の建設時や大規模改修時においては、関係者の御意見をしっかりと伺いながら各種トイレの改修を整備しているところでございます。今後も施設の利用目的、あるいは利用方法等によって状況は異なりますけれども、観光施設や災害時に避難所となる施設などに整備する必要性も感じておりますし、厳しい財政状況等も考慮しながら必要な整備を行っていきたいというふうに考えております。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) 今全体計画はないということですが、全体的な計画も立ててやっていただけたらと思います。先日、廿日市市の宮島のおもてなしトイレというところに行ってきました。これは便器のTOTOさんと一緒に市が取り組んだものなんですけれども、本当に高齢者の利用しやすさ、また、共生社会のため多様性にも配慮したようなトイレ、また、大人のおむつ交換台とか、先ほど言ったようなインバウンドを含む観光客が気持ちよく過ごしていただくための工夫が本当に施されておりました。トイレをきれいに整備してあるところは、人もたくさん集まると思います。優しい市だという思いも生まれてくると思います。トイレの整備にもしっかり力を入れていただきたいと要望して、この質問は終わります。

次に、大きく3番のものけミュージアムのバス停の上屋の設置についてお伺いいたします。

三次ものけミュージアムがオープンし、入館数も当初の目標10万人も既に超えて多くのお客様に来ていただいております。車で来る人、バイクで来る人、また観光バス、高速バス、JRで来る人とさまざまな交通手段を使って来ていただいております。そのような中、妖怪博物

館の前のバス停の名前も以前の三次中学校前から三次もののけミュージアムと変わり、しっかりPRをされようとしているにもかかわらず、このバス停にはまだ夏の暑さ、また雨、風、雪を避ける屋根や壁がありません。多くの方が利用されるバス停です。一日も早い整備が必要と考えますけれども、御所見をお伺いいたします。

(総務企画部長 中村好宏君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 中村総務企画部長。

[総務企画部長 中村好宏君 登壇]

○総務企画部長(中村好宏君) 三次もののけミュージアムバス停の上屋の設置につきましては、今年4月の運用開始以降、バス利用者や地域の皆様方からも御要望をいただいております。上屋の設置に向けた準備を進めているところでございます。バス事業者と現地で協議を行い、設置場所や大きさ等をおおむね定めるとともに、よりよいバス停となるよう整備内容の検討を進めてまいりました。現在、設計の準備を進めており、準備ができ次第発注することとしております。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) 安心いたしましたけれども、このバス停にも本当に1日に高速バスも16本から17本ですかね、発着がありますし、他のバスも止まるようになってきていると思いますので、早急にしていただきたいと思います。また、今どのようなバス停かということなんですけれども、バス停が少しずつ変化してきていると思います、最近のバス停。昔は行き先だけ書いた標識のみというものでしたけれども、近年見かけるバス停というものはひさしがあったり、雨や雪を避ける屋根、また風を防ぐ壁、座るところもしっかりと確保され、時刻表も見やすく、そして夜になると照明が入り防犯の面でも安全に、昔に比べるとはるかに快適なバス停となっております。高齢者や子供、障害を持った方など交通弱者の方が多く利用するバス停となります。このような観点を持つての整備が必要と考えますけれども、再度、御所見をお伺いいたします。

(総務企画部長 中村好宏君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 中村総務企画部長。

[総務企画部長 中村好宏君 登壇]

○総務企画部長(中村好宏君) 三次もののけミュージアムのバス停は、地域の皆様の通勤、通学、通院を始め観光で来訪される皆様など多くの方に利用していただいておりますので、より安全で快適なバス停となるよう整備内容を検討してまいりたいと考えてございます。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) ぜひ快適なバス停にしていただきたいと思います。

最後に4番の三次市の支援事業についてお伺いいたします。今、人口減少や高齢化が課題と

なる中で、農業なども耕運機やトラクターへと力仕事に移行し、産業機械やITの技術も進み、私たちの業務や暮らしを変えてきております。そのような中で、三次市の支援事業の中に市道の補修作業があります。その事業内容を時代の変化に合わせて、補修費の対象ですけれども見直すことも必要なのではないかと思います。この補修費の対象は軽トラとか一輪車の使用は事業の対象となっておりますが、パワーショベルなどの重機は対象外になっております。このパワーショベルもその対象の一つとしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(建設部長 坂井泰司君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 坂井建設部長。

[建設部長 坂井泰司君 登壇]

○建設部長(坂井泰司君) 市道補修作業報償費についてですが、集落単位、それから自治組織によって御協力をいただいて、荒れた路面の補修や、土砂、落ち葉などが詰まって排水不良となった道路側溝の清掃作業など、市道の補修に対して年2回を限度として報償費で対応させていただいている整備でございます。先ほどありました作業員1人当たり500円のほか、作業に使用した軽トラック1台当たり2,100円、それから一輪車の使用1台200円、使用台数により支払っている状況です。地域住民の皆様の御協力によりまして、平成30年度は119件の申請がありました。10年前の申請件数48件からほぼ2.5倍という増加傾向にありまして、大変ありがたく思っているところでございます。高齢化も進みましてなかなか作業ができないという御意見もいただいておりますが、あくまで報償費として御協力をお願いしているもので、パワーショベル等の重機の使用に当たっては、それを扱うための専用の資格とか、それから交通整理等の安全対策といったことが必要になりまして、事故やけが等のリスクも想定されるということから、安全面を考慮したこれまでの制度で御理解をいただきたいと考えておるところでございます。

また、高齢化によりまして、地域で補修作業がどうしても困難というような場合につきましては、今までの作業範囲、常会とかそういった範囲じゃなくて、もう少し枠組みを広げていただくような作業の取組方法について地域で御検討いただくということをお願いしたいなというふうに考えています。また、個別の案件につきましては、その状況もさまざまであることから、個々に検討をさせていただきたいと思っているところでございます。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) 資格とか安全面ということも考慮してということですがけれども、近年は本当に高齢化も進んでおります。資格があればですけれども、重機でやるということも本当に必要なことだと思います。これからは利用しやすい支援策に見直して、市民の力をかりて生かすという視点も重要だと考えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長(助木達夫君) 順次質問を許します。

(6番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○副議長（助木達夫君） 黒木議員。

〔6番 黒木靖治君 登壇〕

○6番（黒木靖治君） 公明党の黒木靖治でございます。議長の許しをいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきたいと思っております。

私は4点の大項目で質問させていただきます。まず1点目が農業振興について。2点目が中小企業支援対策について。3点目が市道の整備について。4点目が三次市地域災害計画について。4点お伺いしたいと思っております。

まず最初に1点目でございますが、農業振興でございますが、化学肥料や農薬を使用しない有機農業で生産された農産物の需要が国内外で広がっております。新聞報道によりますと、農水省の調査で有機食品が消費者に注目されている中で、有機食品を飲食した経験のある消費者の方の調査で特に生鮮野菜が最多で、国産を求める割合も7割に達している。高い頻度で有機食品を購入する消費者が多いため、小売りは取扱いの拡充を広げているという。全国で有名なイオングループにおいても、首都圏では有機栽培の野菜を販売する専門の店舗もかなり広がってきているようでございます。

その中でそれを受けて農水省が8月から、有機農業と地域振興を考える自治体ネットワークをスタートさせて、有機農業の普及拡大に乗り出しております。有機農産物とは、有機農産物の日本農林規格の基準に従って生産された農産物を言います。この基準に合った生産が行われていることを農水省が定めた登録機関が検査し認証して、有機JASマークを使用できる。このマークが張られている商品のみが有機、オーガニックなどの表示をすることができるということで、世界の有機食品市場では、売上高が2011年の7.1兆円から2017年には10.7兆円に急速に拡大しております。日本の有機市場においても、2009年から17年間で1,300億円から1,850億円、推計でございますが伸びている。全耕地面積に対する有機農業の取組面積の割合は、日本は0.2%でございます。

農水省の2016年の調査結果によると、消費者の信頼を高めたい、よりよい農産物を提供したい、地域の環境や地球環境をよくしたいなどの理由で有機農業を実施している農家も多い中で、特に一方で、化学肥料や農薬を使用する慣行栽培と比べて除草作業や病害虫対策など多大な労力を要したり、品質や収量が不安定になる実情がございます。こうした課題を克服し有機農業を地域活性化につなげていくには自治体連携が不可欠として、農水省が先進的に取組をしている市町村とこれから推進をめざす市町村とで必要なノウハウを共有したり、交流セミナーの開催などを行うということを発表しております。また、これらの市町をサポートする都道府県や民間企業から情報提供の場を設けたり、同ネットワークの自治体会員が20市町9件、11月18日現在でございます、でさらなる拡大をめざす方針とされております。ちなみに広島県におきましては、東広島市の高垣市長が会員になっておられます。ぜひ福岡三次市長も、将来勉強していただいて会員になっていただきたいと思います。三次市において有機農業の取組の推進についてのお考えをお伺いいたします。

（産業環境部長（兼）農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める）

○副議長（助木達夫君） 中廣産業環境部長。

〔産業環境部長（兼）農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇〕

○産業環境部長（兼）農業委員会事務局長（中廣 晋君） 有機農業は、化学肥料や農薬を使用しないことなどを基本に農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業の生産方法で、農業の自然循環機能の維持、増進を図るものでございますが、先ほど議員も言われましたように、病虫害の防除でありますとか、除草管理などに労力を要するといったことの課題等もありまして、本市では生産者はそう多くない状況でございます。本市といたしましては、家畜排せつ物の有効利用による堆肥を施用した地力の増進を行う資源循環型農業の推進を目的に、生産出荷する水稻や野菜、果樹、そういったものに対して堆肥の購入の促進を支援しております。

また、化学肥料や農薬の使用を慣行栽培より5割以上低減する特別栽培農産物、これらに取り組みられている生産者もございます。さらに、その化学肥料や農薬の使用料を5割以上低減する取組に加えて、緑肥の作付でありますとか、堆肥の施用を行う、国の補助事業ではございますけど環境保全型農業直接支払制度などに取り組みられている生産者もございます。そういったことから、本市としては、まずは生産者の意向も踏まえまして農業の生産性、持続性、環境保全の維持向上に向けて、農地の土壌や作物の生産に応じた堆肥の施用の促進でありますとか、化学肥料、農薬の使用の低減、そういったところの取組について、関係団体と一緒に取組んでいきたいというふうに考えております。

（6番 黒木靖治君、挙手して発言を求める）

○副議長（助木達夫君） 黒木議員。

〔6番 黒木靖治君 登壇〕

○6番（黒木靖治君） ぜひ農業従事者の高齢化や生産者の減少など、いろいろと課題が多くある中で、国内外の有機食品使用が広がっているチャンスを生かして、有機農業への参入拡大や商品の理解促進に努めていただいて、ぜひとも、午前中に同僚議員の方から学校給食調理場の質問の中で栄養価のあるおいしい野菜を提供という話もございました。有機農業は大変難しい農業ではございますが、本当に安心・安全な野菜をつくることができおいしい野菜ですので、ぜひとも研究していただきたいと思います。1988年に全国初の有機農業条例を制定し、町を上げて先進的な取組をしている宮崎県綾町などを参考にして、ぜひとも有機農業の取組をして、全体でなくても一部のそういう生産者がおられるということでしたら、本物の有機農産物の三次として売り出すことも可能だと思いますので、ぜひとも検討していただくようお願い申し上げます。次の（2）の畜産支援事業について質問をさせていただきます。

三次市では、和牛農家や酪農家に対して支援事業がございまして、和牛農家や酪農家の減少で生産基盤の弱体化が深刻になる中で、子牛や成牛、乳用初妊牛の価格が上がり、和牛繁殖農家や肥育農家、酪農家の子牛や乳用牛の導入、増頭に和牛農家や酪農家の経費負担が増えていて経営状況が厳しくなっている中で、今三次市としていろんな事業がございまして、この事業に対してアップが増額ができないかという質問をさせていただきます。

乳用牛増頭・更新促進事業は今20万円、更新については5万円、肥育和牛導入支援事業については現況10万円、肉用牛ブランド化推進事業については、導入経費の3分の1の補助ということで20万円が上限とされております。また、農家の方からお願いがありました。市場を通さないと事業の対象にならないということで、例えば、三次市内で和牛農家がやめられる場合、その牛がどうしても市場へ出ます。市場へ出ると、競りにかけられますので価格が高騰します。そうすると地元へ優秀な牛が残らなくなる現況がございます。そういう意味においても、相対で農家農家の取引の中で領収書があれば補助の対象としていただけないかという生産者からの要望もございました。和牛農家や酪農家の支援事業に対して増額できないか、お伺いいたします。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 中廣産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) まず、市の補助事業に対する増額の件でございますけど、近年の和牛子牛や乳用牛子牛の価格の上昇によりまして、生産に必要な繁殖牛や肥育牛、乳用牛の素牛価格全般が高騰している状況にあるというのは認識をしております。こうした状況の中で市におきましては、肥育牛、乳用牛の導入や和牛子牛の時価保留など、必要な支援策を生産者の意見も踏まえまして制度を創設し、和牛経営、酪農経営の基盤の強化、安定に向けた支援策を拡充しながら実施をしてきたところでございます。

具体的には、平成28年度から三次産肥育和牛の導入補助金を1頭当たり5万円から10万円に増額し、乳用牛の増頭補助金を1頭当たり7万円から20万円に、更新の補助金を3万5,000円から5万円に増額をしております。また、その増頭に対する補助以外に、和牛の牛舎の新築・増改築に対する補助を50万円から200万円に増額。そして、乳用牛の牛舎の新築・増改築、また、機械設備に対する補助も創設をして、乳用牛、和牛の増頭のほか、牛舎の整備、そういったものにも補助の拡充を実施してきているところでございます。

そうしたことから、今の段階では増額ということは考えていませんが、今現在、国のほうにおいては総合的なTPPと関連対策事業などの畜産関係の補助事業、これが見直しもされておるようでございます。そういった動向や子牛価格の推移等、これらを注視するとともに、生産者や関係団体と連携し、畜産振興に取り組んでいきたいというふうに考えております。

(6番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 黒木議員。

[6番 黒木靖治君 登壇]

○6番(黒木靖治君) 今、部長の答弁によるとできないということです。価格が四、五年前に比べると倍近くになっています。それで和牛農家も酪農家も大変環境が厳しくなっている現状は御存じかと思えます。今後ともそういう面をぜひとも考慮していただいて、本当に三次の和牛を残す気が三次市にあるんだったら、本当に飼った人でないとわかりません。机の上だけではとても酪農家の厳しさはわからないので、ぜひともその点は考慮して考えていただきたいと思

います。

また、ICTの活用が畜産分野も進んでおりまして、発情期や分娩期の様子がICTを利用して、牛温恵というのがあるんですが、これによつて的確にわかるシステムがあります。これを畜産クラスター事業によつて、国が2分の1、農家が2分の1の負担となっております。これを今後、国が2分の1、生産者が4分の1、市が4分の1の支援を検討をお願いしたいと思います。

またもう一点、酪農家の集送乳調整金というのがございます。これは乳を運送するときの運賃の一部でございますが、運転手の不足などで輸送コストが上昇して農家の負担になっております。キロ当たり約5.4円の輸送コストを農家が支払っておられます。これが大変、例えば5.4掛け500キロを1日に出荷するとします。掛け30日で8万1,000円の農家の輸送の手数料が引かれるということの現況がございます。これが1トンになるとその倍でございます。かなり酪農家の経営が厳しくなっているのが現状でございますので、ぜひこの輸送コストに対する補助金の支援についても考えていただきたいと申しまして、(3)の草刈り作業に移らせていただきたいと思ひます。

高齢化により田んぼの畦畔等の草刈りが年々厳しくなつてきています。地域集落においては、中山間地域等直接支払制度を活用して草刈り作業等をしておられますが、5年間の協定期間中に途中でやめた場合、補助金を全額返還しなければならないという条件がございます。来年からまた5期の制度が始まりますが、若干条件が緩和されると聞いております。今年度で4期が終了し、令和2年度から5期の制度が始まりますが、高齢化により集落協定をやめる地域も出てきている現状で、三次市内で平成12年度からこの直接支払制度が始まっておりますが、協定を結んだ集落数を各期ごとにお伺ひしたいと思います。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求め)

○副議長(助木達夫君) 中廣産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 中山間地域等直接支払制度の協定数について、過去3期の協定数についてその数字を申し上げます。1期が5年間でございますので、それぞれ最終年度ごとの協定数を申し上げます。1期が292協定、2期が265協定、第3期が276協定、そして今現在の4期でございますが、261協定という状況になってございます。

(6番 黒木靖治君、挙手して発言を求め)

○副議長(助木達夫君) 黒木議員。

[6番 黒木靖治君 登壇]

○6番(黒木靖治君) さっき4期の数字を言っていましたでしたが、今後5年、10年後にはかなり減少するのではないかと予想しております。このような状況の中で、地域の田んぼの畦畔などの草刈りが混乱になると考えられます。また、集落協定の地域を拡大しての対応やセンチピートグラスの畦畔等に吹きつけての省力管理の方法もありますが、集落協定地域全域をすることになるとなかなか難しいと考えます。前も同僚議員がこの話はいろいろされて

おりますが、その都度できないと言われております。

その中で1つ提案をしたいと思います。今年、地域づくりなどの分野でキーワードとなった関係人口ということがございます。これはそこに住んでいないが、それぞれの手段で地域や集落に貢献しようとする人材とのつながりを表現した総称です。伝えたい人とやってみたい人をつなぐ、またシェアリングエコノミーというのもございます。共有型経済と言われております。ものだけではなく体験やスキル、時間などを分かち合い、地域の課題解決につなげようとする動きがあります。全国に自治体では、九州、北陸、関東などの20市ほどがシェアリングエコノミーに取り組んでおられます。シェアリングは、地域に昔から根づいているお互いさま、お裾分けなどの精神と同じであり、地域課題の解決に向いていると言われております。三次市で草刈りなど共助を広げる試みとして、三次市が窓口になってシェアリングエコノミーの取組を検討してはどうか、お伺いいたします。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 中廣産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 中山間地域の農業、農村の維持発展に向けては、今現在それぞれの地域や集落で中山間の直接支払制度でありますとか、多面的機能の支払制度、いわゆる日本型直接支払制度を活用してそれぞれ工夫をされながら畦畔管理も含めて取組をされていると思います。しかしながら、今後大変厳しい状況も想定をされることから、そういった労力を要する畦畔管理等も含めて中山間地域における農業について、地域の多様な農業者でありますとか、非農家の地域住民、あるいは先ほど言われましたように地域外の人材、そういった人材であるとか、年齢や性別にかかわらず幅広く参画をする仕組みづくり、こういったものが重要になってこようかと考えております。市といたしましてもそういった取組に対しまして、まずは集落での話し合いというのが前提になろうかと思っておりますけど、そういった集落の話し合いの場に関係機関と一緒に地域に入って、その考えをともに考えていきたいというふうに考えております。

(6番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 黒木議員。

[6番 黒木靖治君 登壇]

○6番(黒木靖治君) なかなか難しい問題だと思いますが、ぜひとも今の考えを集落等に出向かれたとき提案していただきたいと申し上げまして、次の2の中小企業支援についてお伺いいたします。

(1)の地域産業政策について。中小企業支援については3月議会でも質問をしております。そのとき三次市の事業承継状況について、また静岡県磐田市の魅力産業サポート事業の取組について話をさせていただきました。今回は少し詳しくお聞きしたいと思います。平成28年から平成30年までの商工業支援事業の各年ごとの利用者数と、支援事業を利用された方のお話を聞いておられればお伺いしたいと思います。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 中廣産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 平成28年度から30年度までの商工業関係の支援事業の利用者数についてですが、市内の中小企業者や商店街の振興や新たな起業などに対する市の支援事業として三次産業応援事業を実施しております。また、中小企業者の事業拡大等に要する設備投資に対する経営支援設備投資事業を実施しております。これらを合わせた補助実績を申し上げます。平成28年度が92件、平成29年度が85件、平成30年度が66件の利用状況というふうになってございます。

(6番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 黒木議員。

[6番 黒木靖治君 登壇]

○6番(黒木靖治君) ありがとうございます。新聞の報道によりますと、安倍内閣の経済政策、アベノミクスが掲げる地方創生の主役、人手不足や後継者難といった重い課題に直面しております。中小企業全体の数は90年代以降減少が止まらないということで127社。2017年10月、経済産業省は廃業予備軍の規模を明らかにし、国内の中小企業約360万社の3分の1が2025年ごろまでに後継者が見つからず廃業する衝撃の試算が出ております。中小企業庁などによると、2025年までに70歳を超える経営者は245万人に達し、その半数は後継者がいない。650万人の雇用と国内総生産22兆円が失われるという試算がされております。危機感を募らせた政府が、事業承継時の相続税や贈与税をゼロにする措置がされましたが、人手不足、自然災害、少子高齢化による過疎化で地方経済に影響を落としている中で、三次市における中小企業の状況をどのように把握しておられるのか。また、その対策を今後どのように考えていかれるのか、お伺いいたします。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 中廣産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 現在、中小企業の支援ということでさまざまな取組をしております。先ほども補助実績のほうで申し上げましたけど、商店街でありますとか新たな起業、あるいは中小企業の人材の育成確保といった分野について、事業承継も含めてですけど、そういった事業に対して商工会議所、広域商工会、また職業訓練センター、ハローワーク、そういった多くの関係機関と一緒に取組を進めているところでございます。今後も厳しい状況にはございますが、こういった関係の機関と一体となって中小企業の振興あるいは商工業の振興、そういったところと一緒に取り組んでいきたいというふうに考えております。

(6番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 黒木議員。

〔6番 黒木靖治君 登壇〕

○6番（黒木靖治君） ぜひとも取組を真剣にさせていただきたいと思います。このような中で元気な中小企業を育てることが地域再生につながるという認識のもと、中小企業や地場産業を積極的に支援する地域産業政策に力を入れる自治体が広がってきております。全国に知れ渡る静岡県富士市の富士市産業支援センター f-B i z が専門チームがワンストップで支援、事業者の売上げ増のため徹底的に知恵とアイデアを絞るのが f-B i z のやり方で、決算書や事業計画など数字を見て問題点を指摘する通常の方式はとっておられません。面談で聞き役に徹し、本人の気づかない強みや長所を見抜いた上で、具体的な戦略を提案。経営、ブランディングなど専門チームが成果の出るまで伴走しながら支援をする。f-B i z は相談者の人生を預かっている。また、成果を出すことは納税者に対する公的機関の責務だと言い切っておられます。真剣に取り組むのは当たり前だとセンター長は強調しておられます。現在、f-B i z をモデルにした中小企業支援施策が全国の自治体に広がっていて、既に19自治体が開設し、5自治体が準備中でございます。地方創生においても、地域に根差した中小企業が地域活性化に不可欠な原動力として重視されていて、中小企業支援を自治体の責務と定めた1999年の中小企業基本法もあります。三次市においても、富士市産業支援センターの取組をぜひ参考にさせていただいて、積極的な取組をしていただきたいと思います。

続いて、提案をさせていただきたいと思います。これは4月の中国新聞の報道でございますが、三次市の求人倍率が高い状態で続いているけれど、地方の将来を担う人材の流出は続いています、三次市内の3つの高校を今春卒業した349人のうち、就職した生徒は50人。このうち、市内では25人。高校で進路指導の先生によると、就職する多くは大手志向や都会に対する憧れがあり、地元で働くよりイメージがいいという生徒の感想があるようでございます。また、三次商工会議所の役員の方は、三次市には毎年新人を採用する企業がない。市内の事業所は出先機関が多く、新人配置が三次に限らないことも影響があるのではないかとおっしゃっております。また、奨学金の返済を抱える学生は、給与水準の高い企業を選ぶ傾向があると。市は単なる企業誘致だけではなく、定期採用につながる本社移転の働きかけを強めてほしいと言われております。

そこで提案をしたいと思います。専門学校、大学を卒業したら三次市に帰って就職をするという条件で、三次商工会議所、三次広域商工会、市が連携して学費の給付型支援制度を創設してはどうかとお伺いいたします。この制度は、私がJAを出たときに、高野町が合併前に農業をされている果樹農家の人を地元へ帰ってくる条件で、専門学校や大学の学費を給付していた現状がございます。そのとき聞いてすばらしい制度だなと思いました。そのとき、地元へ帰ってくる人はほとんど帰ってきておられました。ぜひ三次としてもこの考えを、三次を活性化する方法の一つとして考えていただきたいと思います。

（産業環境部長（兼）農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める）

○副議長（助木達夫君） 中廣産業環境部長。

〔産業環境部長（兼）農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇〕

○産業環境部長（兼）農業委員会事務局長（中廣 晋君） 学費等の経済的な支援といたしましては、いわゆる日本学生支援機構の奨学金でありますとか、本市で言いますと教育奨学制度がございます。本市の三次市教育奨学金制度については、奨学金の返済が始まり、通算して5年以上三次市に居住したときは、申請以降の返還を免除できるものとなっております。また、広島県においては、奨学金の返済補助制度として、中小企業等奨学金返済支援制度導入応援補助金がございます。これは入社3年が経過をしていないなど、一定の条件のもと従業員の奨学金の返済を支援する中小企業に対して補助をする制度ですけど、本市においてはこの制度を活用している企業は、今現在のところはない状況となっております。

本市といたしましては、今の時点では市や県の既存の奨学金制度のこうした周知を図っていきたくて考えております。また、市内の企業において人材確保という取組の中で、独自に奨学金等の返済の支援をしているかどうか、あるいは今後その意向があるかといったことについては、今後、企業等にもアンケートの調査を行っていきたくて考えております。現時点でちょっと市、商工会議所、広域商工会で奨学金の制度を設けるということについては考えてはおりませんが、こうした既存の制度でありますとか、企業の意向、そういったところをまずは調査をしていきたくてというふうに考えております。

（6番 黒木靖治君、挙手して発言を求める）

○副議長（助木達夫君） 黒木議員。

〔6番 黒木靖治君 登壇〕

○6番（黒木靖治君） 今のところは考えておられないということですが、本当に人口減少の中でそれを止めようとする、そういう方法も一つの手腕として考えていくべきではないかと申し上げます。また、来年度から今回の消費税値上げに伴います、今度は所得制限を制限してでございますが、590万所得制限以下の場合は、高校の授業料も無料、また専門学校、大学も所得制限を設けて無料にする方針が国からも打ち出されておりますので、その制度も利用して、ぜひとも三次の企業を元気にする意味においても考えていただきたいと思っております。

それでは、次の3の市道の草刈りについてに移らせていただきます。

この質問は平成29年9月議会で一般質問しておりますが、また、同僚議員においても質問されています。そのときの答弁では、経費がかかり過ぎてできないという回答があり、そのとき提案いたしました5年に1回業者への委託作業についても、経費がかかり考えていないという回答でした。また、高齢化になって刈れないというところであれば、市道除草作業報償費により、これまでの小さな常会単位でなく、より広い範囲で住民組織の取組として毎年の除草を検討していただきたいという回答がございました。また、ある町では自治連が全ての道路の除草の取組の取りまとめをされている例もあるとの答弁でした。それから2年が経過し、一段と高齢化が進んでおります。また、市道ののり面の雑木や小木も年々大きくなってきております。前日も言いましたが、道路法第42条1項1号に、道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つよう維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないよう努めなければならないという義務が課されております。市道の状況を見ますと、道路法第42条1項1号に反している箇所も多

く見受けられます。現実的には、限られた予算の中での道路管理であるため、できる協力を市民の皆さんにお願いしているという現状ですという質問に対する答弁でした。

そこで、再提案をいたします。地域や自治連では除草ができない市道を地域から提出してもらって、三次市全域を一斉に除草するのではなく、除草する地域を計画し、例えば5年間で三次市内全部を除草していくような計画をして予算を計上して実施してはどうかとお伺いします。

(建設部長 坂井泰司君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 坂井建設部長。

[建設部長 坂井泰司君 登壇]

○建設部長(坂井泰司君) 平成29年9月の一般質問に引き続いて今回も質問をいただきましたけれども、市が管理する権限移譲路線を含む市道ののり面部分の除草について、やはり通行する車両や歩行者等の安全のための見通しの確保と、歩行者空間を確保するというので、のり肩、のり尻から1メートルの範囲について、年2回、路線については1回を実施している状況です。現在、権限移譲路線を含む市道の除草につきましては、作業に危険を伴う交通量の多い路線を優先的に約230キロメートルを業者に委託して、そのほかの市道につきましては、地域の皆さんに協働によって助けていただきながら、除草作業で道路ののり肩から1メートル部分の範囲について年2回を限度として、報償費として対応させていただいているところでございます。

平成30年度ですが、道路除草の延長は市道の全延長の約半分で、権限移譲路線を含む平成30年度の道路除草に係る決算額でございますけれども、業者委託で約9,500万、それから、報償費で支払った額が5,600万、合わせて約1億5,100万円ということになっております。これを全て業者委託した場合、約4倍の6億円程度の経費が必要ということになります。1億5,100万円が今済んでいるというのは、皆さんの御協力によってこの額で済んでいるという状況です。それから、のり面全体の除草ということでありましたら、市道ののり面がどれだけというのはちょっと把握は難しいんですけども、仮に去年の延長に1メートルのり面除草加えたという想定をすると、さらに6億円程度の費用が必要となります。1メートルで済むのかというのはありますけれども、それだけの費用が必要となるということで、5年に1回エリアを分けてするとしても1億2,000万以上の費用がかかることが想定されると思います。このことは、やっぱり市民の皆さんの負担増にもつながるということで、また道路の維持管理費につきましては、除草業務のほか、路面の補修、それから側溝整備等の修繕工事もありまして、のり面全体の除草につきましては5年に1回とはいえ、限られた予算の中ではやっぱり財政的にも困難な状況であります。

それから、市道ののり面で小さい木が大木になっているというような場合で通行に支障があるような場合につきましては、支障木として伐採をさせていただきたいと思いますので、御連絡をいただければというふうに思います。

(6番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 黒木議員。

[6番 黒木靖治君 登壇]

○6番（黒木靖治君） できないということで、想定どおりの回答でございました。残念ですけど、やっぱり市民の方が自分のこととして除草するのは当然な面もありますが、どうしても市民ではできない、先ほど申しました小木が大木という場面もあります。ぜひとも、これは例えはどうかと思いますが、昨年の豪雨により河川敷の堆積土、また河川内の立木、こういう問題と同じになるのではないかと危惧しております。ぜひとも将来的にちょっと真剣に検討をしていただいて、計画等を立てていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

それでは、次の4番の質問に移らせていただきます。三次市地域防災計画について。

（1）の災害用液体ミルクの備蓄についてお伺いいたします。お湯で溶かす必要のない乳幼児の液体ミルクを災害時の備蓄物資に採用する動きが全国で広まっております。欧米では、1970年代から液体ミルクが普及しております。日本においては、母乳代替品として粉ミルクしか法的に基準がないため、安全性や使い方などの知識も普及していませんでしたが、東北大震災、また熊本地震の際、支援物資として海外から液体ミルクが届き、一躍注目されて、このことが液体ミルク解禁の機運となり、厚生労働省が平成30年8月、液体ミルクの規格基準を定めた改正省令が施行され、国内販売が3月より可能となりました。液体ミルクは必要なビタミンやたんぱく質など母乳に近い栄養素が含まれていて、常温おおむね25℃で保存もできるため、自治体では今年7月に、三重県が都道府県で初めて粉ミルクを液体ミルクに変えております。また、今年の5月でございますが、三次市内の事業者の方から、液体ミルク2,160個が三次市に寄贈があったと報道されております。災害対応のため、液体ミルクの備蓄を促す通知を国は都道府県に出しております。三次市においても、災害用液体ミルクを備蓄品へ導入すべきだと考えますが、どのようにお考えかお伺いいたします。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○副議長（助木達夫君） 福岡市長。

〔市長 福岡誠志君 登壇〕

○市長（福岡誠志君） 大規模災害時に被災地におきましては流通機能が低下する。多くの避難者が避難所等での不自由な生活を余儀なくされております。市民の皆様には、避難の際には食料等を持参していただくようお願いをしているところではございますけれども、食料等が不足する場合や救援物資等が届くまでの期間というのは、市の備蓄食料等で対応しなければならないというふうに基本的に考えております。このため市では今年度中に三次市備蓄計画を策定いたしまして、今後数年間で計画的に備蓄食料等の整備を行いたいというふうに考えております。先ほど御質問の中でもありましたように、この液体ミルクにつきましては、本年5月に株式会社三次衛生工業社様から市に対して災害備蓄用の液体ミルク2,160缶の寄贈をいただいております。市ではこのほか、乳児用粉ミルク及び携帯用哺乳瓶を本庁及び各支所で備蓄しているところでございます。液体ミルクはお湯がない状況でも使用できることから、今後、市といたしましても、備蓄計画に基づき購入していくことを検討していきたいと考えております。

（6番 黒木靖治君、挙手して発言を求める）

○副議長（助木達夫君） 黒木議員。

〔6番 黒木靖治君 登壇〕

○6番（黒木靖治君） 計画しているということでございますので、ぜひとも計画実施していただきたいと思います。また、液体ミルクの正しい知識がないということで、これは例として東京都が液体ミルクのリーフレットを作成して、配布して、液体ミルクに対する正しい知識を身につけ、災害時などに生かせるような取組をされております。これはインターネットから引っ張り出してコピーしたのですが、「知っていますか？ 液体ミルク」。これは東京都の福祉保健局が作成して、市民の方に配布をしております。こういう液体ミルクのリーフレット等をつくって防災訓練等のときに配布して周知すべきではないかと思いますが、どのようにお考えかお伺いいたします。

（危機管理監 川村道典君、挙手して発言を求める）

○副議長（助木達夫君） 川村危機管理監。

〔危機管理監 川村道典君 登壇〕

○危機管理監（川村道典君） 液体ミルクにつきましては保存期間が1年間と短いために、その保存期間が切れる前に各種の啓発行事等において配布をいたしまして、その使い方等について周知をしていきたいというふうに考えております。

（6番 黒木靖治君、挙手して発言を求める）

○副議長（助木達夫君） 黒木議員。

〔6番 黒木靖治君 登壇〕

○6番（黒木靖治君） ぜひともローリングストック方式という方式もございます。先ほど危機管理監が言われたのはそのやり方だと思いますので、ぜひとも実施をお願いしたいと思います。

それでは次、（2）の発電機の整備についてお伺いしたいと思います。災害時における発電機の整備の必要性が言われております。熊本地震のときには、照明、炊飯器、電気ポット、電動車椅子の充電、スマートフォンの充電、給水ポンプで避難所のトイレ利用などに活用でき、災害時における重要な備品です。燃料ですね、種類がLPガス、ガソリン、また家庭用カセットボンベなどを燃料として使用できる種類がございます。現三次市における発電機の整備台数、及びまた種類、市役所を教えてくださいたいと思います。また、市役所本庁、各支所、各自主防災組織に最低1台は準備をされてはどうかと思いますが、どのようにお考えかお伺いいたします。

（危機管理監 川村道典君、挙手して発言を求める）

○副議長（助木達夫君） 川村危機管理監。

〔危機管理監 川村道典君 登壇〕

○危機管理監（川村道典君） 発電機につきまして、市といたしましては、消防団活動として使用する資機材も含めると15台の非常用発電機を整備してございます。内訳といたしましては、本庁に2台、支所に計13台でございます。このほか自主防災組織におきましても、15組織で28台の発電機を整備されておられます。ガソリンや軽油を燃料とした発電機は扱いやすく、燃料補給も容易で長時間の運転が可能であることから、市ではこのタイプの発電機を非常用として

整備をしております。

災害時に、市や自主防災組織で整備している発電機よりも多くの電力が必要となった場合には、市と広島県LPガス協会備北地区協議会が締結しております協定に基づいて、LPガスを燃料とする発電機を調達していただくということとなっております。なお、カセットボンベを燃料とする発電機につきましては、燃焼時間が短いため、短時間で小電力を使用するときに適しているというふうに考えております。

(6番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 黒木議員。

[6番 黒木靖治君 登壇]

○6番(黒木靖治君) 整備をされているということで、また、その使用方法については臨機応変な整備を今後ともしていただきたいと思います。

次に、(3)の犬猫等のペット対策についてお伺いいたします。災害時にペットを守るには、飼い主が責任を持って自助・共助の体制を整えていく必要があるということで、2011年の東北大震災では、ペットのにおいや鳴き声などが原因で避難所でのトラブルが続出したとあります。また、これを踏まえて静岡県では、こうした事態を防ぐために、災害時における愛玩動物対策行動指針を策定し、ペットの同行避難と保護管理をされています。環境省は平成30年10月から、災害時の避難方法などをまとめた飼い主向けの冊子を作成して、各都道府県政令指定都市に配布しております。これがそれでございます。三次市も多分持っておられるとは思いますが、冊子は災害時に備えて、飼い主の責任を記載してございます。三次市においては、今後そういう災害に対して、どのように飼い主に対しての周知と、また避難したときのペットの確保というか、場所をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

(危機管理監 川村道典君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 川村危機管理監。

[危機管理監 川村道典君 登壇]

○危機管理監(川村道典君) 災害時におきまして、住民の方が迅速に避難していただくためには、ペットを飼っておられる方も安心して避難所に避難していただくことが必要であると考えております。このため、広島県が作成しましたペット受け入れのための避難所と運営ガイドラインを活用することによって、避難所におけるペットの受け入れ環境の整備を図ることといたしまして、市の地域防災計画、及び今年度策定いたしました三次市における避難所及び避難場所の開設運営マニュアルにおきまして、その旨を定めているところでございます。

また、飼い主につきましては、環境省が作成いたしました人とペットの災害対策ガイドラインの紹介等を行って、平素からの備えについて啓発していきたいと考えております。

(6番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 黒木議員。

[6番 黒木靖治君 登壇]

○6番(黒木靖治君) 今後とも災害時におけるペット対策について、しっかり計画をして実施し

ていただきたいと思います。

最後に、ドイツの児童文学作家のミヒャエル・エンデの小説「モモ」という本があります。時間がないとせわしく生きていて大人が増え、人間らしさを失って殺伐としていく社会に警鐘を鳴らした作品で、そうした大人たちと対象に描かれるのが主人公のモモ。多忙をきわめると失いがちなのが人と向き合う心の余裕です。忙という字は心が減ぶと書きます。テレビニュースや新聞などを見ると、小説「モモ」のとおりだという報道を見聞きすることが年々増えてきております。このような時代だからこそ、市長並びに市役所の職員の皆様、また私自身もそうですが、市民あつての市役所、議員です。市民の皆さんに対して何か力になれないかと寄り添う心を忘れてはならないと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○副議長（助木達夫君） この際、しばらく休憩をいたします。再開は15時15分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 3時 2分——

——再開 午後 3時15分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（助木達夫君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

（2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める）

○副議長（助木達夫君） 伊藤議員。

〔2番 伊藤芳則君 登壇〕

○2番（伊藤芳則君） 本日5番目の最後の質問になります。日本共産党の伊藤芳則です。

昨日、臨時国会が終わりましたが、この間2人の閣僚が辞任すると。さらに桜を見る会疑惑については、国会で一切説明しないで逃げ切りをした安倍首相は許されるものではありません。国民に説明責任を果たしていただきたいと思います。消費税は10月から10%になり、家計支出は減少し、10月の景気指数も低下してきています。11月4日には教員の8時間労働制を崩す、労働条件に重大な不利益をもたらす長時間労働を助長する変形労働制を公立学校の教員に導入する公立学校教員給与特別措置法改定案、さらに、日本の農林水産業や地域の経済に大打撃を与える日米貿易協定承認案が可決しました。今後、先生方は大変なことになるのではないかと。また、食の安全や消費者の選択をする権利を損ない、食料自給率の低下することは明らかです。安心・安全な給食も提供できなくなりかねないということをまず申して、質問に入りたいと思います。

4つの質問がありますが、ほとんどの質問が同僚議員によって質問されておりますので、できるだけ重複しないように質問をしたいと思います。

まず、学校給食調理場整備計画策定委員会について質問いたします。行財政改革による施設削減ありきでこれは進んでいるのか。本当に子供たちの給食が守られるのかが大変疑問になるところでございます。食材の安全、地元産3割活用する目標はどこへ行っているのかという疑

間がただ残るだけです。委員会の選定はなぜ公募しなかったのか。非公開にする理由は。これは同僚議員からも質問が出ておりますので、これは割愛いたします。議事録の公開も出ておりますので言いませんが、私は議事録の公開を求めるものであります。このまま進めるなら、市はセンター化したいので意見を聞くだけで終わるのかというふうに見られても仕方がないのではないのでしょうか。もし策定委員会のほうでセンター化以外の結果が出たら、センター化はだめよという結論が出たら、教育委員会とすればそれに従うのか。まずお聞きいたします。

(教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 長田教育次長。

[教育次長 長田瑞昭君 登壇]

○教育次長(長田瑞昭君) 先ほど調理場整備計画のことで、特に行革のことを進めるためだけにあるのかという、そういう御趣旨をおっしゃっておられますけども、平成30年3月にお示しました三次市学校給食調理場再編基本計画案は、施設の老朽化が進む中、安全・安心な給食を市内全ての児童生徒に可能な限り同じ条件で安定的に継続していくための基本的な方針をまとめたところでございます。現在この再編基本計画案を本市の考え方の基本とし、策定委員会で御検討もいただき、各委員の皆さんから御意見もいただいているという、そういう状況でもあります。それから、センター化以外の結論が出た場合はというようなそういう御質問でございますけども、この策定委員会では議論していただいた御意見を報告書としてまとめていただくということになっております。それを教育委員会へ御提出をいただきます。策定委員会で取りまとめたいただいた報告につきましては、教育委員会としては尊重させていただいて、その上で教育委員会としての方針を決定させていただきたいというように考えておるところでございます。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 伊藤議員。

[2番 伊藤芳則君 登壇]

○2番(伊藤芳則君) ということは尊重するというので、センター化ありきということで進めることではないということで理解してもよろしいでしょうか。

(教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 長田教育次長。

[教育次長 長田瑞昭君 登壇]

○教育次長(長田瑞昭君) 策定委員会で御議論をいただいて報告書へまとめていただくということでございますので、それを尊重して教育委員会としての方針を決定したいと考えております。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 伊藤議員。

[2番 伊藤芳則君 登壇]

○2番(伊藤芳則君) 尊重して結果を出すということであるならば、議事録また非公開であるものでなくて、公開したものでぜひとも議論をして、中身をしっかりわかるようにしていただき

たいと思いますが、いかがでしょうか。

(教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 長田教育次長。

[教育次長 長田瑞昭君 登壇]

○教育次長(長田瑞昭君) 会議の公開につきましては、議会全員協議会や、またこの間の一般質問等で出された御意見を策定委員会のほうへお伝えをしまして、そちらのほうで会議の公開については判断していただくように考えております。会議録ことにつきましても、概要のほうをお示ししておるところでございますけども、よりわかりやすい内容のものをということで御意見もいただいておりますので、それについても策定委員会のほうへお伝えをしております。また、会議録の公開については、策定委員会が了解をされれば公開は可能であります。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 伊藤議員。

[2番 伊藤芳則君 登壇]

○2番(伊藤芳則君) 今までと同じ答弁であると思うんですが、策定委員会が非公開であるということは市民に隠しておることですから、結論がどっちに転ぶにしても、市民にはどうい議論がされたのかは全然わからないということになると思います。ぜひとも公開していただきたいし、議事録もきちっと出していただきたいと。それと、委員会にまだあきがあるということみたいですから、新たに公募もして、その委員を含めてやっていただきたいと思いますが、今までの答弁ではそういうことはないということなので、これ以上は聞きません。

私はこれからちょっと意見を申しておきます。ぜひとも検討委員会で検討していただきたいと思います。私、前回もこの件で質問いたしました。本当に安心・安全な給食を子供たちに届けるためには、4,000人規模になったときに本当に安全な食材が提供できるのか、確保できるのかということは何度も申しました。今後、4,000人規模で困難になれば、先ほど申した日米貿易協定ということで安い食材がアメリカから入ってくる。農薬漬けの食材が入ってくる可能性が十分にある。そういうものを活用して給食に提供してもいいのかという思いです。実際、小麦が提供されておりますが、これには残留農薬がわずかではありますが入っております。グリホサートという除草剤の成分が含まれておるんです。このグリホサートというのは発がん性物質です。これは認定されております。このグリホサートというのはアメリカの特許があったんですが、今特許が切れて日本でも除草剤として製造販売されております。発がん性物質が入った小麦粉を活用して、パンを子供たちに食べてもらうということは、先の将来に向けてがん患者になりかねないという思いが非常にあります。

さらにもう一つ大事なのが防除剤です。ネオニコチノイド系という農薬があります。これ、蜂の大量死、赤トンボの激減の一つとされております。海外では、これ、規制強化の動きが見られます。日本ではむしろ緩和の方向になっております。近年、環境保護団体や研究者などから規制強化や適正の影響評価を求める声も上がってきております。このネオニコチノイド系の農薬、子供への影響は本当に懸念されております。自閉症や注意欠如・多動性障害など発達障

害が近年急増し社会問題になっています。文部省は2014年に通常学級に通う小・中学生のうち、6.5%が発達障害の可能性があると発表しています。さらに増加の傾向にあるということになっております。こういうものがもし給食の中に入ってくるということになれば、大変なことになるのではないかと私は大変懸念しておるところでございます。そういう中で安心・安全な給食を本当に届けるためには、地元の農家の皆さんがつくったものを、もちろん農薬無農薬でということは先ほど同僚議員が申されましたけども有機農法というのが一番いいわけですけども、低農薬で、今説明した農薬等を使わないで安心・安全な給食を届けることが一番大事なのではないかというふうに私は思うわけです。

そういう観点から、今の地産地消をより多くの農家の皆さんと協力してやっていくためには、今の体制を維持しながら中学校の給食を早急に実現してほしいということで、9月定例会で提案しました。11月8日の策定委員会が出されたのが、資料によると、私が2番目に書いた中学校の調理場をまずつくるといふ、これは児童生徒数の推計から減少傾向を認めず、将来的に不用な規模の施設は建設すべきでないということでも蹴られてしまっております。ぜひともそういうことも含めてやろうと思えば、今の調理場は残すべきであると。順次建てかえていく。4,000人規模の大きなものをつくるんじゃなくて、せめて2,000人規模までにして、統廃合とかももし起こってくるならばもう一つつくれば済むことであって、将来的に見てもそれで対応できるんじゃないかということをおしえておきたいというふうに思います。

そういうことで、安心・安全な食材の提供、それとまた農家の皆さんがしっかりと農業できる体制をつくって、安心・安全なものを届けられるような体制をつくっていくということが本当に地産地消になるんじゃないでしょうか。今、田幸や川地の調理場では4割を超える地元産を活用されておられます。そこを見習ってやっていくことが今一番大事なんじゃないかということをおしえておきます。答弁はもうよろしいので、次の質問に移りたいというふうに思います。

これは重複しませんので、国民健康保険税について申します。これも9月議会で行いましたが、今年度から国民健康保険税値上げになっております。まずお聞きしたいのは、現時点での未納者、滞納者はどのようになっているか、まずお聞きします。

(市民部長 上谷一巳君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 上谷市民部長。

[市民部長 上谷一巳君 登壇]

○市民部長(上谷一巳君) 11月30日現在で令和元年度調定分で4期分、これは10月分になりますけども、10月分までに係る滞納世帯につきましては、584世帯となっております。うち、現年分のみが374世帯という状況でございます。また、平成30年度調定分以前に係る滞納世帯につきましては、572所帯となっております。総滞納世帯で917世帯という状況となっております。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 伊藤議員。

[2番 伊藤芳則君 登壇]

○2番(伊藤芳則君) ちょっと比較が難しいんですが、これは増加しているんですが、減ってい

るんですか。

(市民部長 上谷一巳君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 上谷市民部長。

[市民部長 上谷一巳君 登壇]

○市民部長(上谷一巳君) 現年分につきましては、今その数字が増えているとか少ないとかという評価というのは非常に難しゅうございます。ただ、平成30年度調定分以前に係る滞納所帯につきましては、決算時、いわゆる5月31日になりますけども、決算時においては726所帯、11月30日現在では572所帯となっておりますので、154世帯減少ということになっております。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 伊藤議員。

[2番 伊藤芳則君 登壇]

○2番(伊藤芳則君) 減少しておるなら非常にええことなんです、国保税の方にしてみれば負担が増加しておるということで、今後どうなっていくかということが大変懸念されるんじゃないかというふうに思います。前にも申しましたが、何らかの軽減措置ということで提案させていただいております子供に係ってくる均等割が、18歳までの子供さんのおられる世帯が750人ぐらいですかね、おられると思いますが、この方、18歳まで医療費無料と言いながら、国保税の方の子供さんの分はかかってくるということで、この部分の軽減措置、何とかならないかということをお私、申しましたが、そういうことにならないということでありまして、予算的に見れば2,000万円ぐらいでできる金額なんです。ぜひともそこを国保税軽減の一つの柱として、また子育てしやすいまちをつくるということで、Iターンで帰ってこられて商売される、個人でやられるということになれば必ず国保税になってくるわけですから、そこも含めて考えたときに、子供分の均等割を軽減する制度を設けてはどうかということですが、いかがでしょうか。

(市民部長 上谷一巳君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 上谷市民部長。

[市民部長 上谷一巳君 登壇]

○市民部長(上谷一巳君) 6月議会、また9月議会での繰り返しの答弁となりますけども、広島県国民健康保険連携会議における合意事項として、令和6年度準統一保険料の設定に向けての合意形成を図るための議論を交わしている中で、単市で新規単独施策というのは、軽減措置ですけども、将来的に継続維持していくのは困難であると判断をしているところでございます。子供に係る均等割課税につきましては、市としましても課題があるものと認識をしております。連携会議の中でも議論をしたところでございます。赤字削減解消計画に基づき財政運営する中で、激変緩和措置期間を最大限活用させていただき、被保険者の皆様への急激な御負担を軽減するための段階的に準統一保険料設定に向けての税率改正をさせていただくこと、また、一般会計からの法定外補填財源繰入れを削減することを市の基本方針としているところでございます。

今、議員より御提案がありました18歳未満の被保険者の均等割の軽減という御質問でございますけども、ちなみに11月30日現在では659名が18歳未満の被保険者数となっております。議員御質問の2,000万円の財源補填としての施策につきましては、これも6月議会でもお答えをさせていただきましたけども、仮に均等割額を全額免除した場合には、2,000万円の財源が必要となります。国民健康保険は基本的に保険税と公費で運営される事業であります。特別会計としての独自性や財政規律、市民負担からの公平性の観点からも、市税を国保税不足分の、いわゆる法定外繰入れとして財政運営を行うことは、間接的には他保険の方々の二重保険料負担を強いることとなります。子供に係る均等割につきましては、国の制度のもとにおいて財政支援を講じることを強く要望しているところでございます。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 伊藤議員。

[2番 伊藤芳則君 登壇]

○2番(伊藤芳則君) 制度であるからということでは理解できるんですが、これが今年度と来年度は一緒ですけれども、またその次の年の2年間はまた値上げするという事は、本当に負担が多くなっていくのは明らかであります。ぜひこれは国また県にもしっかりと物を申して、国保税軽減できて対応できるものにしていただきたいと思いますということを強く申して、国保税についての質問を終わります。

次に、鳥獣害対策について質問を行います。これも同僚議員から質問がありましたので1つに絞って行います。今、鳥獣害被害が大変起こってきております。南部のほうじゃ鹿とイノシシ。私の地域でも、私の家にはイノシシの被害があまりなかったんですが、どういうわけか突然出てきて被害を広げてくれております。そういうことで、皆さん四苦八苦しなながら、例えば土手の堤防の草を刈れば大穴あける。大変なことになっています。私が1つ考えたのは、草を刈らないのが一番穴を掘らないということがわかりました。しかし、そういうわけにいかないので、維持管理の立場から言えばしっかり草も刈らなきゃならん。そういうことでイノシシを、あとは数の問題だと思うんです。山の中で数が増えておるから、里のほうである私の家のほうまで来てかき回して帰るという状況に実際なってきたおるといのが改めてよく理解できたので、何としてもこの駆除の問題を強化していかなきゃならんということで思っております。駆除の関係で言うならば、長野に行ったときは、長野は多分担当課だったと思います。課が頑張っております。三次市の場合、今係もないみたいですが、今どのような体制で対応されておるのか、まずお聞きします。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 中廣産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 現在の有害鳥獣対策業務に係る体制といたしましては、職員1名、嘱託員1名、この2名が主担当で担当しております。そして、副担当として職員1名が従事している状況でございます。また、この3名以外に、やはり係内で

の連携体制というのは十分に整えて対応している状況でございます。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 伊藤議員。

[2番 伊藤芳則君 登壇]

○2番(伊藤芳則君) 2名で担当ということで、多分これで対応できるのかというのが非常に疑問に思うんですね。今本当に被害があちこちで起こってきておる状況の中で、今までの体制どおりに駆除班に連絡するとかそれだけじゃなくて、やっぱり新たな対策を考えていって、農家の皆さん、地元の皆さんへ知らせていくことも含めて大事なんじゃないでしょうか。私がさっき言った草を刈らなかつたら、イノシシは掘りに来ないというのがわかったんです。じゃあ、どこの時点で草を刈ればええかとか、そういうことも含めて今地元の人と私協議しております。草刈らんほうがあえぞということも含めてなんですが、春先に刈って田植えの準備にかかっていくということにはなるわけですけども、そういう事も含めて指導をぜひともできる体制というものをお願いしたいと思います、その辺でもうちょっと強化、スタッフの強化も含めてできないのかということですが、質問いたします。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 中廣産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) まず先ほど言われました草刈りをしないほうがいいというようなところ、そういったいつ草刈りをすればいいかというようなところ、そういったところとか、電気柵の設置の仕方とか、そういったところは出前講座ということで、職員のほうも現場へ、地元へ出向いて啓発なんかをしております。体制とすれば、先ほど申しましたように、職員1名、嘱託員1名が主担当で対応しております。そして、集落への研修会でありますとか、現地確認、そういったところは、現地確認のほうは駆除班のほうにもお願いをして現場確認等へも出ていただくなど、そういった連携体制をとっております。今の現状の体制の中でより充実して、地元への対応でありますとか普及啓発、そういったところを工夫をしながらやっていきたいというふうに考えております。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 伊藤議員。

[2番 伊藤芳則君 登壇]

○2番(伊藤芳則君) これ、2人でできるのかなと、駆除班の協力もあるということなんですが、もう一つ聞かしてください。駆除班との連携ということで、特に今の時期は猟期であるということで駆除ができない。それから、駆除するときはまた許可等も必要になってくるわけですけども、そこら辺がどのように連携していくのかということも含めてせんと、今駆除の時期じゃけ捕獲ができんよというのが地元の声なんです、そこらのもっと話し合いというか、そういうのができる体制というものも必要なんじゃないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 中廣産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 中廣 晋君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(中廣 晋君) 11月15日から2月末が狩猟期間となっております。この期間は狩猟登録された方が狩猟できるということになっております。有害鳥獣の駆除、これは駆除班に対して許可をしておりますが、駆除班に対しては年間を通じて捕獲の許可をしております。したがって、その狩猟期間でありましても、農家の方から農作物の被害があったという届け出の連絡をいただいた場合、駆除班のほうに出動要請をして、駆除活動をしていただいております。したがって、狩猟期間中においても駆除活動は継続実施をしていただいております。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 伊藤議員。

[2番 伊藤芳則君 登壇]

○2番(伊藤芳則君) 理解できました。私、猟期の期間は駆除できないもんというふうに皆さん、地元の人もそういう認識でおられましたので、駆除を徹底的にやって進めていきたいと思しますので、市の協力のほうもよろしく願いしておきたいというふうに思います。

それでは、次の4番目の災害復旧の対策についてに移りたいと思います。これも何度も言ってきたんですけども、災害復旧状況を見ますと、11月末で公共施設が30.3%、農業関係21.2%という状況でホームページのほうを見たわけですけども、大変災害復旧がおくれておるとするのは私も理解しておるんですが、業者がなかなか足りなくて入札がないということであると思います。ただ、地元の農業施設の関係で言うならば、いつになったら直してもらえるのかというのが皆さんの声なんです。業者がおらんから入札まだ出してませんからとか言うてとぼけたようなことを聞くんですが、確かに業者がいらっしやらないというのは了解しております。ただ、いつになるのかというのがなかなかわからないんですよ。じゃあ、来年の田植えに間に合うのかというのが、間に合わんのやったらもうやめるわというような人も中に出てきておられます。仮に今年もう間に合わなくても、来年のいつぐらいには何とかめどを立てますというようなことも含めて話ができる状況にしていかと、農業をやる人が本当にできなくなるんじゃないかというふうに思っております。その辺の関係で、ぜひとも進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

(副市長 柴田 亮君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 柴田副市長。

[副市長 柴田 亮君 登壇]

○副市長(柴田 亮君) 議員から災害復旧を少しでも早くとのお話をいただきました。御承知のとおり平成30年7月豪雨におきましては、道路や河川などの公共土木施設、それから農地農業用施設等に多くの被害を受けたところであります。昨年来、災害査定、設計書の作成、契約工事の実施に職員一丸となって取り組んでまいりました。少しでも早くとのお話でございますけ

ども、早期復旧の取組としまして9月補正予算により工期の確保等の観点から繰越明許債務負担を設定し、12月補正予算においても繰越明許をお願いしているところでございます。加えて、10月1日から復興歩掛、復興係数の導入により工事費の割増しを行うなど、災害復旧を進めるための取組を行っております。

また、市内の全土木建設事業者に現在の受注状況、進捗状況、受注可能な時期、条件などの聞き取りを行いながら一件一件契約を積み重ねているところでございます。このような取組などにより、公共土木施設災害については、11月末時点では査定件数198件のうち135件、68%で契約に至っており、引き続き3年での復旧完了に向けて取り組んでいるところであります。

農地農業用施設災害については、査定件数632件のうち293件、46%で契約に至っております。これは県内でも進捗としては速い状況であると認識しておりますが、一方、先ほど申し上げましたような取組を行ってもなお入札の不調も多く、3年での復旧完了というところは大変厳しい状況であると考えております。いずれにしましても本市としては引き続き一日でも早い復旧復興に向けて、市内建設業者の御協力もいただきながらしっかり取り組んでまいりたいと考えておりますし、議員御指摘の農家の皆さんに対しましても、状況等を説明できる状況の中で、しっかり説明をしながら進めていきたいと思っております。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 伊藤議員。

[2番 伊藤芳則君 登壇]

○2番(伊藤芳則君) しっかりと地元の被害に遭われた方に伝えていただきたい。いつぐらいになるかということで、今年は間に合わんが来年はしますよということを、今年はしてくれるのかということで待っておられます。ということで進めていただきたいというふうに思います。

もう一つ災害復旧について、内水の問題について申します。9月議会で申しましたんですが、内水地域についてのポンプの設置について私、質問しました。その後、仮設ポンプ設置等につきましても調査結果を踏まえて検討したいと考えますということで、9月議会で質問したんですが、あれから3カ月たつわけですけれども、その後の経過というか、ポンプの設置状況が決まったのか、まだ決まってないのかということ。災害のときどうなるのかということ、まずお聞きしたいと思います。

(危機管理監 川村道典君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 川村危機管理監。

[危機管理監 川村道典君 登壇]

○危機管理監(川村道典君) 仮設ポンプの設置につきましては、9月議会の一般質問でも答弁をさせていただきましたけれども、現在、建設部におきまして、昨年7月の豪雨災害時の内水氾濫について実態調査を行っております。仮設ポンプの新規設置等につきましては、昨年度の50基から74基に増設し対応しているところでございますけれども、今後につきましては、建設部の調査結果等を踏まえて検討してまいりたいと考えております。なお、内水対策の強化につきましては今年度、排水ポンプ車を整備し、来年度から災害時の状況に応じて機動的に運用した

いと考えております。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 伊藤議員。

[2番 伊藤芳則君 登壇]

○2番(伊藤芳則君) 50が74基になったということであるならば、新たに設置する箇所を決めてあるということで理解してよろしいのでしょうか。ホームページに浸水状況というのが出てくるんですが、これ、私の地元になるんですが、小文町というところは水色が塗ってないんです。多分あれは国交省の管轄で、この前も言いましたが、国交省の管轄がつくったままで一向に進展していないと。本当に調査してあるのか。浸水したところというのは明らかにわかるわけですから、この浸水地域をどうするかというのは考えることはできるんじゃないですかね。早急にポンプ設置なり、何らかの対策が必要ではあるんじゃないですか。地元にしてみれば、何ら対策してくれんということになりかねんんじゃないのでしょうか。

(危機管理監 川村道典君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 川村危機管理監。

[危機管理監 川村道典君 登壇]

○危機管理監(川村道典君) ホームページで出てまいります浸水区域といいますのは、恐らくは、国土交通省あるいは広島県が策定をした浸水想定区域図でなかろうかというふうに考えます。昨年の内水氾濫の実績ではないかというふうに思います。内水氾濫につきましては、箇所によって原因や考えられる対応策が異なるというふうに思われます。私どもといたしましては、建設部の調査結果を踏まえて検討したいというふうに考えております。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 伊藤議員。

[2番 伊藤芳則君 登壇]

○2番(伊藤芳則君) それがいつも同じ答弁で、進展しておるように見えんわけですね。建設部とすれば調査は進んでおるのか、どの程度まで行っておるのか。昨年の浸水状況のホームページの図面で言うなら、小文町は浸水しとるわけですから水色になってもおかしくない。それは国交省がつくったから管轄でないから、多分色を塗ってないんだろうと私も理解しとるんですが、その後、浸水したところは明らかにわかるわけでしょう、どこでどれだけの浸水したか。そういうところについて対策を考えていく必要があるんじゃないかということ私を述べとるんですが、その調査がまだ終わっていないということなんですか。小文町に限らずですが。

(建設部長 坂井泰司君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 坂井建設部長。

[建設部長 坂井泰司君 登壇]

○建設部長(坂井泰司君) 市内の30年7月豪雨で浸水した箇所については、複数世帯が浸水した箇所を中心に調査を行っております。市内で34カ所、今調査を行っております。調査内容としましては、どの範囲がつかった。それから、どの深さにつかたといった詳細な内容について、

今どういう状況であったかというのを調査している状況です。まだ全ての部分で終了していない状況ではありますけれども、不明な部分については浸水された方に聞き取りを行ったりとか、いろいろなことをして詳細なものを今制作している途中でございます。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 伊藤議員。

[2番 伊藤芳則君 登壇]

○2番(伊藤芳則君) 水害からもう1年半年ぐらしかかるわけです。浸水したところというのは明らかにわかるわけですから、聞き取りどうのこうのも大事なんですけれども、内水がなぜ起こったかということも含めてですけども、浸水しとるところはもう明らかなんですから、その対策を、内水の対策を早急にする必要があるんじゃないかというのが私の考えですが、もう一度答弁をお願いします。

(建設部長 坂井泰司君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 坂井建設部長。

[建設部長 坂井泰司君 登壇]

○建設部長(坂井泰司君) この34カ所の中には全て内水というわけではなくて、外水による浸水もありますし、井戸から水が吹いて浸水したという箇所もあります。そういったいろいろな要因がありますので、それぞれ対応については検討する必要があるということで、今その34カ所について調査を詰めているところでございます。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 伊藤議員。

[2番 伊藤芳則君 登壇]

○2番(伊藤芳則君) 先ほどの農地と似たようなことですけど、地元の方は災害に遭われて、いつどがいに直してくれるのかというのがわからなくて困とられるんですね。1つ事例を申し上げます。これ、昨年の9月定例会で福岡市長が当時議員のときに質問された十日市南の件なんです。水路があふれて浸水してくると。避難しようにも道路か水路かわからないというのが、実は私、先日アンケートをとらせていただきました。市内全域まではいきませんが、アンケートをとらした中に、何とかしてほしいというのがありました。聞きに行きましたらそういうことで、用水路があふれてどうもならんということで、とりあえずはポールを立ててもらったということは聞いたんですが、そこから先の対策がいつまでたっても進まない。要するに、用水路にかかった橋がふちより低いので、断面的には水が流れないからそこがあふれて浸水してくるということをおられます。その橋を何とか考えれば、多少なりとも水の流れがよくなるということは明らかなんです。その計画があるのかどうか。

それから、もう一つ。そのすぐ近くに団地が新たにできました。田んぼを埋めて団地ができたということは、田んぼの貯水能力がなくなってしまうわけですね。新たに水があふれる可能性というのは明らかなことです。そういうところに、もちろん建築確認は出ておるわけですから団地を業者がつくられたと思うんですが、じゃあ、業者に水路を直せということは恐らく

難しいと思いますが、だったら、そこの橋をまず改良せんといかんのじゃないかということですよ。それがいつできるのかということ、まず地元の人に教えることが大事なんじゃないでしょうか。確かに今、業者さんが足らんので、いつになるかわからんというものが発生しておるわけですから、ぜひともそういう計画は可能な限り小さなことであっても、小さなことではあるけど地元の皆さんにしてみれば浸水するということは大きな災害に遭うことになりますから、そういうところから手をつけていけることは取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(建設部長 坂井泰司君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 坂井建設部長。

[建設部長 坂井泰司君 登壇]

○建設部長(坂井泰司君) 十日市南の対策でございますけども、十日市南の一部地域については、議員おっしゃるとおり宅地化が進んで保水力というか、そういう能力が落ちて毎年のように水路から越水しているということがあります。平成29年にその原因の調査を実施しました。その原因としては、三次駅の南側、岡竹付近ですかね、そちらのほうからの水が集まるというようなことがあって、今お話しいただいている既設の水路断面が、雨水が流れるにとしては小さいということがわかってきております。そういうことから、今年の5月に一部ではありますけれども、道路を横断している部分について、その対策として水路の断面を大きくしたところでございます。ただ、それだけではまだ十分でないということもあります。今後、根本的な対策も含めて、もう少し厳密に検討していく必要があるというふうに考えております。

(2番 伊藤芳則君、挙手して発言を求める)

○副議長(助木達夫君) 伊藤議員。

[2番 伊藤芳則君 登壇]

○2番(伊藤芳則君) 根本的なことはもちろんしなきゃならないけども、先ほど言ったようなこと。でも、5月に大きくしたということですが、話が来たのが10月ごろですから、10月ごろ行っても橋がかかったのはそのままであつたし、もう一つ私がつけ加えて言えば、水路の中に電柱が立ったままなんですよね。そういうことになつるとんだから水の流れが悪くなれば当然オーバーフローして、宅地内へ流れ込んでくる状況、そういうのは電柱をつけかえるとか、橋の下をもっと考えとかいうことでないと、それだけでも1つの解決策。例えば来年雨が降って、昨年のような大雨にならん限りは普通には流れてくれるんじゃないかというふうに思うんです。ここだけじゃありません。畠敷の問題でも内水の水路がうまく流れてないから、たまったり、ごみが引っかければ塞がってオーバーフローしてしまうというところ。そういうところが幾つかあると思います。そういう細かいところも含めて検討されておるとと思いますが、ぜひとも早急に手だてを打って計画して具体的にしていきたいということを申しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○副議長(助木達夫君) 本日の一般質問はこれまでとし、残りの質問は明日行いたいと思います。お諮りいたします。

本日の会議はこれまでとし、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(助木達夫君) 御異議なしと認め、よって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

本日は大変御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——延会 午後 4時 3分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和元年12月10日

三次市議会議長 小 田 伸 次

三次市議会副議長 助 木 達 夫

会議録署名議員 岡 田 美津子

会議録署名議員 宍 戸 稔